

332.22
D26

大連經濟便覽

大連商工會議所編



0021933000

0021933-000

332.22-D26ウ

大連經濟便覽

大連商工會議所

昭和18

ADC

973

71

大連經濟便覽

大連工商會議所編

332.22
D26

一、沿
二、位
三、氣
四、人口・面積
五、法
六、財
七、金
八、貿
九、商

業
易
融
政
制
積
候
置
革

一
四
四
七
〇
三
二
〇
三
八

◆目

次◆

發行所寄贈本

| | | |
|-----------|---|----|
| 十、工 | 業 | 四六 |
| 十一、農 | 業 | 五七 |
| 十二、水産業・鹽業 | | 六〇 |
| 十三、交通・通信 | | 六六 |
| 十四、觀光の大連 | | 七〇 |

大連經濟便覽

一、沿革

現在大陸進展の一大要衝として殷賑を極め、人口七十五萬を擁して大東亞に君臨する國際都市大連もその史實を緝けばその昔は青泥窪チニツと稱する荒涼たる一寒村に過ぎなかつたのである。

偶々西曆一八六〇年(萬延元年)英國國旗凌辱事件と佛國宣教師暗殺事件とに端を發し、英佛聯合艦隊が北京、天津を攻略するに當つて英國艦隊は大連灣を根據地とし、これをビクトリヤ灣(Victoria Bay)と命名した。これ即ち大連が國際文明の渦中に突入するに至つた最初の契機であつた。

次で一八七九年(明治十二年)李鴻章が直隸總督として關東州經營の命を帯びるや、彼は軍事顧問獨人「ハンネツケン」の獻策を容れ、旅順口の經營に當ると共に柳樹屯(大連の對岸)に要塞及び棧橋を築造し以て外敵侵入に對する萬全の防備を施せし爲、一時各國の軍事的注目を惹くに至つたが、その後、明治二十七年、八年の日清戰爭に於ける皇軍の連戰連捷、破竹の進撃によりてさしもの清國も遂に和を請ふに及び關東州は我方の手に歸する所となつた。然るに周知の如く露、獨、佛の三國

干涉に遭ひ、明治二十八年九月國民悲憤の涙の裡にこれを清國に還附するの已むなきに至つたのである。ところがかねてより、極東侵略政策の野望建設に虎視眈々たる露國は三國干涉の恩を楯に清國と明治二十九年（一八九六年）カシニ條約を、次で三十一年（一八九八年）露清條約を締結し、同國より關東州二十五箇年の租借權と東清鐵道南滿線の敷設權とを完全に獲得した。そして大連に一大商港を開き、これを自由貿易港として野望達成に邁進したのである。だが臥薪嘗膽茲に十年尊き幾萬同胞の膏血を以て築かれた遼東半島還附のあの永久に忘るべからざる一大恥辱と、且つ亦老猶極まる露國の秘策に落ち一再ならずの屈辱を受けて、而も只管隱忍自重を續けて來た我國も事ここに至るや、永年に亘る露國の野望を擊碎せんものと敢然起つて正義の劍を振り翳したのであつた。これが即ち明治三十七、八年の日露戦争で、斯うして大連は再び帝國の掌中に收められたのである。以上が大連市沿革の概略であるが、更に露治時代の大連について述べると、先づ關東州の租借權と東清鐵道の敷設權とを獲得した露國は明治三十二年（一八九九年）七月三十一日露帝の勅諭を以て大連灣にダルニー市建設の旨を宣し、その年始めに第一期都市計畫として、二千餘萬留の豫算にて築港及び市街の建設に著手した。その當時の大連は支那部落東西青泥窪、及び漁村黒咀子の三部落に分れ、その總戸數は四十戸にも満たない一僻村に過ぎなかつたのであるが、先づこれらの支那部

落五萬四千餘畝の土地を買収し新市街の創設に着手すると共に築港工事を開始した。

その設計には浦鹽港建設者として有名なサハロフ技師が當り、雄大な規模の下に工を起し市街形態をパリ風に倣ひ、これにロシア風の趣味を織り交ぜたものであつた。次で明治三十四年（一九〇一年）東清鐵道南部線のダルニー市迄の延長を見、また船渠を築造し以て船舶の修復の便に供する等して漸く市街たる形態を備へ、こゝに第一期工事は完了し、直ちに三萬留の豫算を以て將に第二期工事に入らんとする際、偶々日露の風雲急を告げ己むなく工事を中止したまゝ明治三十七年五月二十八日大連は市街港灣共に日本軍に占領せらるゝ所となつたのである。大連が我軍に占領さるゝと同時に軍政が布かれ、翌三十八年紀元節の佳辰を卜して露名ダルニーを「大連」と改め、次で同年六月には民政機關として關東州民政署が、翌三十九年九月にはポーツマス條約により關東都督府の下に大連民政署が設置された。爾來、大連の都市的發展は頗るめざましく、大正四年十月には、特別市制の施行を見るに至つたが、その管掌事務の範圍は極度に局限され所謂變態的市制たるを免れなかつたのであるが、その後の市街の膨脹發展と人口増加とに伴ひ、遂に大正十三年隣接郊外地をも市の區域に編入し、同年八月には内地都市に準ずる現行市制が布かれ、稍々自治的都市たるの面目形態を具備するに至つた。その後幾度かの官制改革を経て遂に昭和九年十二月に關東州廳の開

設となり、更に同十四年五月には官吏市長をいたたく劃期的市制改革が實施せられたのである。

四

二、位 置

大連市は關東州南部北緯三十八度五十六分、東經百二十一度三十六分に位してゐて、日本中央標準時からすれば西に一時間の時差を有する。

緯度の上から見た大連は内地の盛岡、經度に於て臺北と略々同じ地點にあり、東は黃海を隔て、朝鮮を望み、西は渤海に直面して北支那に對し、南に黃海を隔て、山東省に相對してゐる。今大連港より内外主要港に至る海上距離を見れば、天津まで二三八哩、青島二六六哩、仁川二八八哩、上海、釜山何れも同じく五四四哩、門司六一四哩、基隆八五七哩、神戸八六九哩、マニラ一、五七五哩、昭南二、六一三哩となつてゐる。

三、氣 候

關東州は三面海洋に圍まれて居るので大連は旅順と共に滿洲國に於ける最も氣候溫和な土地である。その平均氣温は一〇・二度で内地の山形、長野兩地方と殆んど差異がない。然し乍ら關東州は

何れも海洋都市であり、且つ亞細亞大陸に接壤してゐる爲、氣候は常に海陸雙方の支配を受ける事を免れない。大連もその例に洩れず著しく變化に富んで居る。就中冬季は大陸の影響を蒙る事が多く猛烈な嚴寒の脅威を受けることがあるが、一旦氣層が轉換すると酷寒の候なほ麗かな陽光に浴する事があり、従つて氣温も亦著しく上昇するのである。これ所謂「三寒四温」と稱する大陸特有の氣象であるが、氣層の配置は必ずしも週期的ではないのであるから、三寒四温の關係も勿論規則的に行はれるものとは限らない。

夏季は七月より八月中旬にかけて最高潮に達し、攝氏三十二度前後に上る事もあるが、それは年内數日に限られ、朝夕苦熱を感ずるといふ様な事は殆んどない。大連では七、八兩月を雨期と云ふがそれも内地の梅雨期とは異り陰鬱さはなく、大抵の雨天も一兩日で快晴となる。従つて大連では雨期と云はれる季節ですら一家一本の雨傘も用意してゐない家庭は寡くない。要するに大連の雨期と云つてもそれはたゞ他の月に比較して雨が多いといふに止まるのである。

風向、風速の點より見ると、大連に於ける最多風向は四、五、六、七、八月は概ね南風で、九月から翌年三月迄は北風と見れば大差はない。

以上要するに、一年中を通じて快晴の日が三分の一もあらうといふ好天氣續き、夏は内地の様に

蒸し暑くなく、冬は寒いと言つても防寒具などは全然必要が無いといふまことに住み良い場所である。

内地及滿洲各地の快晴降水日數(雪を含む)

| 地名 | 快晴日數 | 降水日數 |
|-----|------|------|
| 大連 | 226 | 126 |
| 新京 | 227 | 123 |
| 奉天 | 228 | 125 |
| 京城 | 229 | 124 |
| 大東 | 230 | 122 |
| 大阪 | 231 | 121 |
| 福岡 | 232 | 120 |
| 北九州 | 233 | 119 |
| 台北 | 234 | 118 |
| 東京 | 235 | 117 |
| 京都 | 236 | 116 |
| 青森 | 237 | 115 |
| 岩手 | 238 | 114 |
| 秋田 | 239 | 113 |
| 山形 | 240 | 112 |
| 宮城 | 241 | 111 |
| 福島 | 242 | 110 |
| 茨城 | 243 | 109 |
| 栃木 | 244 | 108 |
| 群馬 | 245 | 107 |
| 埼玉 | 246 | 106 |
| 千葉 | 247 | 105 |
| 神奈川 | 248 | 104 |
| 山梨 | 249 | 103 |
| 長野 | 250 | 102 |
| 新潟 | 251 | 101 |
| 富山 | 252 | 100 |
| 石川 | 253 | 99 |
| 福井 | 254 | 98 |
| 滋賀 | 255 | 97 |
| 岐阜 | 256 | 96 |
| 愛知 | 257 | 95 |
| 三重 | 258 | 94 |
| 奈良 | 259 | 93 |
| 和歌山 | 260 | 92 |
| 徳島 | 261 | 91 |
| 香川 | 262 | 90 |
| 高松 | 263 | 89 |
| 愛媛 | 264 | 88 |
| 高知 | 265 | 87 |
| 徳島 | 266 | 86 |
| 香川 | 267 | 85 |
| 高松 | 268 | 84 |
| 愛媛 | 269 | 83 |
| 高知 | 270 | 82 |
| 徳島 | 271 | 81 |
| 香川 | 272 | 80 |
| 高松 | 273 | 79 |
| 愛媛 | 274 | 78 |
| 高知 | 275 | 77 |
| 徳島 | 276 | 76 |
| 香川 | 277 | 75 |
| 高松 | 278 | 74 |
| 愛媛 | 279 | 73 |
| 高知 | 280 | 72 |
| 徳島 | 281 | 71 |
| 香川 | 282 | 70 |
| 高松 | 283 | 69 |
| 愛媛 | 284 | 68 |
| 高知 | 285 | 67 |
| 徳島 | 286 | 66 |
| 香川 | 287 | 65 |
| 高松 | 288 | 64 |
| 愛媛 | 289 | 63 |
| 高知 | 290 | 62 |
| 徳島 | 291 | 61 |
| 香川 | 292 | 60 |
| 高松 | 293 | 59 |
| 愛媛 | 294 | 58 |
| 高知 | 295 | 57 |
| 徳島 | 296 | 56 |
| 香川 | 297 | 55 |
| 高松 | 298 | 54 |
| 愛媛 | 299 | 53 |
| 高知 | 300 | 52 |
| 徳島 | 301 | 51 |
| 香川 | 302 | 50 |
| 高松 | 303 | 49 |
| 愛媛 | 304 | 48 |
| 高知 | 305 | 47 |
| 徳島 | 306 | 46 |
| 香川 | 307 | 45 |
| 高松 | 308 | 44 |
| 愛媛 | 309 | 43 |
| 高知 | 310 | 42 |
| 徳島 | 311 | 41 |
| 香川 | 312 | 40 |
| 高松 | 313 | 39 |
| 愛媛 | 314 | 38 |
| 高知 | 315 | 37 |
| 徳島 | 316 | 36 |
| 香川 | 317 | 35 |
| 高松 | 318 | 34 |
| 愛媛 | 319 | 33 |
| 高知 | 320 | 32 |
| 徳島 | 321 | 31 |
| 香川 | 322 | 30 |
| 高松 | 323 | 29 |
| 愛媛 | 324 | 28 |
| 高知 | 325 | 27 |
| 徳島 | 326 | 26 |
| 香川 | 327 | 25 |
| 高松 | 328 | 24 |
| 愛媛 | 329 | 23 |
| 高知 | 330 | 22 |
| 徳島 | 331 | 21 |
| 香川 | 332 | 20 |
| 高松 | 333 | 19 |
| 愛媛 | 334 | 18 |
| 高知 | 335 | 17 |
| 徳島 | 336 | 16 |
| 香川 | 337 | 15 |
| 高松 | 338 | 14 |
| 愛媛 | 339 | 13 |
| 高知 | 340 | 12 |
| 徳島 | 341 | 11 |
| 香川 | 342 | 10 |
| 高松 | 343 | 9 |
| 愛媛 | 344 | 8 |
| 高知 | 345 | 7 |
| 徳島 | 346 | 6 |
| 香川 | 347 | 5 |
| 高松 | 348 | 4 |
| 愛媛 | 349 | 3 |
| 高知 | 350 | 2 |
| 徳島 | 351 | 1 |
| 香川 | 352 | 0 |

平均總雨量比較

| 地名 | 一箇年降雨量(ミリ) |
|----|------------|
| 大連 | 1011 |
| 大阪 | 1155 |
| 青森 | 1155 |
| 森東 | 1155 |
| 京熊 | 1155 |
| 本 | 1155 |

四、人口面積

大連市の人口増加は極めて加速度的である。即ち特別市制の布かれた大正四年末の人口は内地人三四、五六三人、朝鮮人三九人、滿洲人四二、四六六人、外國人一、一六六人、合計七七、一八四人に過ぎなかつたが、爾來逐年膨脹の一途を辿り、十一年後の昭和元年には一躍二十萬を突破して二〇二、〇六九人に達し、更に異數なる伸展を加へ遂に昭和十七年末には内地人一、九七、五七七人、朝鮮人六、二二〇人、滿洲人五六四、二六八人、外國人一、四二二人、合計七六九、四六七人を抱擁する大都市となつた。

これを前年末の總人口七一五、七八一人に比べると五三、六八六人の激増振りであり、更に亦これを硝煙未だ消えやらぬ明治三十九年末の總人口一八、八七二人に比すれば、うたゝ隔世の感なきを得ないものがある。

次に大連市の面積であるが、これは昭和十二年十二月近郊の五會を編入して一〇三、六五八平方軒となつて居り、一方軒當りの密度は七三三四・四人である。

大連市累年人口

| 年次 | 日 本 人 | | 滿 支 人 | 外 國 人 | 合 計 |
|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| | 內 地 人 | 朝 鮮 人 | | | |
| 大正四年末 | 三,五三三 | 三 | 四,四六六 | 二六 | 七,一八四 |
| 同五年末 | 三,七三九 | 三六 | 四,六五〇 | 六九 | 八,三〇五 |
| 同六年末 | 三,八四五 | 七三 | 五,一七三 | 九五 | 九,〇三五 |
| 同七年末 | 四,一五九 | 一四九 | 五,五〇一 | 八九 | 九,七三三 |
| 同八年末 | 四,五七〇 | 二二六 | 六,一五四 | 一六 | 一〇,八二八 |
| 同九年末 | 五,〇七八 | 二四〇 | 六,四八三 | 二八 | 一〇,五六一 |
| 同十年末 | 五,一六四 | 二四五 | 七,九〇七 | 二〇 | 一三,一〇六 |
| 同十一年末 | 五,五九二 | 三二五 | 八,七五九 | 二六 | 一四,一五六 |
| 同十二年末 | 五,一三九 | 三四五 | 八,九四六 | 二五 | 一四,五六四 |
| 同十三年末 | 七,五一一 | 六〇一 | 一〇,七四三 | 三三 | 一八,九〇〇 |
| 同十四年末 | 七,四八六 | 五九二 | 一二,四七三 | 五九 | 一九,九〇九 |
| 昭和元年末 | 七,四四一 | 六八四 | 一三,五九八 | 五九 | 二〇,七〇二 |

| | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 同二年末 | 八,〇〇六 | 八三三 | 一三,八〇一 | 四〇〇 | 一七,〇〇〇 |
| 同三年末 | 八,四七三 | 八九六 | 一四,七二六 | 三八三 | 一七,八四七 |
| 同四年末 | 八,八七九 | 一,〇三一 | 一六,八四五 | 四八四 | 一八,七九三 |
| 同五年末 | 九,六四三 | 一,一五八 | 一八,三四三 | 六二八 | 一九,六四二 |
| 同六年末 | 九,九七一 | 一,一三四 | 一七,二八六 | 五六一 | 一九,一五六 |
| 同七年末 | 一〇,三六八 | 一,二〇〇 | 一七,七五四 | 六二四 | 一九,一五六 |
| 同八年末 | 一〇,七四三 | 一,二七九 | 一八,〇〇三 | 七三六 | 一九,七七一 |
| 同九年末 | 一一,一六五 | 一,三九九 | 一九,八九二 | 八六六 | 二〇,二〇八 |
| 同十年末 | 一一,四三九 | 一,三三三 | 二〇,九九八 | 一,一三六 | 二二,二〇八 |
| 同十一年末 | 一二,八八五 | 二,九五〇 | 二二,八二三 | 一,二六七 | 二四,一八九 |
| 同十二年末 | 一五,三三四 | 三,四七二 | 三〇,三九八 | 一,四八四 | 三二,三七八 |
| 同十三年末 | 一六,〇九七 | 四,〇六一 | 三三,七〇四 | 一,六四七 | 三五,三六六 |
| 同十四年末 | 一六,九五三 | 四,三五八 | 三六,三七一 | 一,五五〇 | 三八,四三三 |
| 同十五年末 | 一八,一四九 | 五,一〇六 | 四〇,八二七 | 一,四二四 | 四二,一八〇 |
| 同十六年末 | 一九,〇五九 | 五,五七六 | 四二,六三二 | 一,五二五 | 四四,一八〇 |
| 同十七年末 | 一九,二五七 | 六,二二〇 | 四六,四二八 | 一,四三三 | 四七,一三三 |

五、法 制

關東州は滿洲國の一部では勿論ないのであるから滿洲國の法律が關東州に適用せられるわけはなく、然らば内地の法律が直ちに關東州に及ぶかと云へばそうでもない。關東州は日本の租借地で、その行政權下にあり乍ら一應内地とは法域を異にして居り、而も朝鮮、臺灣或は樺太等の外地とも異つた取扱ひを受けて居る。例へば國家總動員法に於ては、昭和十三年勅令第三百十六號によつて「國家總動員法は之を朝鮮、臺灣及樺太に施行す」と規定されてゐる様に多くの場合はこの様な方式によつてゐる。而して、關東州に於ては別個に獨立の勅令を出してゐるのが原則であり、國家總動員に關しても關東州國家總動員令が昭和十四年勅令第六百九號を以て公布されてゐるが如きである。

亦民法、商法等の基本的な法律については明治四十一年勅令第二百十三號關東州裁判事務取扱令といふのがあり、これによつて民法、商法、刑法、民事訴訟法その他の州内施行を規定してゐる。行政機關としては先づ關東局であるが、これは新京にあり、その長官は滿洲國駐劄特命全權大使である。關東局には官房のほか司政部、監理部及び日本帝國が滿洲國に於て行ふ神社及教育の行政

に關する事務を掌る在滿教務部がある。

大使は以前はその監督を内閣總理大臣より承けてゐたのであるが、昭和十七年十一月一日大東亞省の設置せらるゝに及び大東亞大臣の監督を承けて關東局の事務を統理することゝなつた。

大使を佐け、局務を總理し、官房及各部の事務を監督するのが關東局總長であり、總長の下に司政監理各部長二人が置かれてゐたが、此度の改正により部長の内一人は總長が之を兼任する事となつた。

關東局の事務は、關東州廳の監督、その他關東州に於ける政務の管理と南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社の事務の監督である。

従來關東局は南滿洲鐵道株式會社附屬地をもその行政權下に置いてゐたのであるが、昭和十二年以降、該行政權は滿洲國に返還されてゐるので、現在地域的には關東州のみがその管轄に屬してゐるのである。

關東州に於ける司法、行政官廳には關東州廳、關東法院、關東刑務所、關東遞信官署遞信局、關東海務局、關東專賣局等がある。

關東州廳は州内行政事務管理機關で従前は官房及び内務部、經濟部、土木部、警察部の四部が置

かれてゐたが、これも此度の改正により土木部が削除せられて三部となつた。經濟部は更に商工水産課、農林課、資材課、生活必需品課、貿易爲替課及び理財課に分けられてゐる。

關東法院は關東州に於ける民事、刑事の裁判及非訟事件を掌つてゐる。法院は地方法院及高等法院に分れ、高等法院(旅順にある)には覆審部、上告部の二を置き、民事、刑事については地方法院第一審を、第二審及第三審は夫々高等法院覆審部及上告部の掌る所であつて、以て關東州に於ける二院三審制の法務機關を組織して居る。而して地方法院は大連にあり、旅順は關東刑務所の所在地である。遞信業務の中央機關たる遞信局は大連に在り、郵便爲替貯金業務の監理及び航空に關する事務や、電信、電話、ガス、電氣、滿洲電々の業務監督の事務を、亦、關東海務局は大連港の海事行政を夫々掌つてゐる。

關東州の地方行政は關東州を六行政区劃に分ちそれ〴〵市或は民政署を置いてゐる。即ち大連市、旅順市、旅順民政署、金州民政署、普蘭店民政署、及び貔子窩民政署がこれである。民政署はその管内に於ける民事争訟の調停、登記、公證及印鑑證明等の事務を取扱つてゐる。

以上の外、各市及民政署には警察署があり、亦、旅順と大連には關東州廳長官の指揮監督を承け

租税に關する法令を執行し、國有財産に關する事務を管理する爲に稅務署が設置されて居る。その他消防署及び大連水道事務所も設置されて居る。

六、財 政

關東州の財政は關東局特別會計及關東州地方費會計に大別される。關東局特別會計は大東亞省の所管に屬する特別會計で、租税及び官業官産收入を歳入の主なるものとしてゐるが、就中租税は歳入の本質的源泉であり、昭和十七年度豫算に於て實に總歳入の約四割四分を占めてゐる。

この外、一般會計よりの補充金があるが、歳入の漸増に伴ひ昭和九年以降は一般會計よりの補充金を必要とせざるに至り、特別會計のみにて獨立する事が出来た。

歳出の項目の内顯著なるものは臨時軍事費特別會計繰入で、これは累年増加し、昭和十七年度豫算に於て三千四百萬圓(追加豫算で二千二百十九萬四千圓を追加計上)を計上して、現下の戰時財政に大いに貢献してゐる。

關東州地方費會計は地方收入を以て直接に地方住民の安寧福利に關する行政施設費を支辦せんとするものであり、昭和十七年度豫算額千二百十六萬九千圓の内、主要收入は營業稅、雜種稅、事業

及財産収入の外に國庫補給金により支辨され、教育費、衛生費、消防費、作業費、地方費取扱費、營繕土木費、補助費、市財政補給金等に支出されて居る。

關東局特別會計と關東州地方費會計の昭和十七年度豫算(追加豫算を含まず)左の如し。

關東局特別會計

〔歳入之部〕

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 租 | 稅 | (單位 千圓) |
| 官業及官有財産收入 | 四三、七九三 | |
| 印紙收入 | 一一、九九六 | |
| 船員保險收入 | 一、九三二 | |
| 雜收 | 二〇八 | |
| 經常部小計 | 六一、七八八 | |
| 臨時利得稅 | 一一、八九五 | |
| 特別法人稅 | 四三 | |
| 官有物拂下代 | 一、一四五 | |
| 補充金 | 一六、三三七 | |
| 前年度剩餘金繰入 | 七、九八二 | |
| 臨時部小計 | 三八、四〇二 | |
| 歳入合計 | 一〇〇、一九〇 | |

〔歳出之部〕

| | |
|---------------|--------|
| 關東局 | 三、一〇四 |
| 在滿教務部 | 八三六 |
| 法院及刑務所 | 一、一二三 |
| 警察費 | 二、七五一 |
| 教育費 | 四、八九七 |
| 勸業費 | 七四四 |
| 專賣局 | 四、〇八八 |
| 週信局 | 三、四一四 |
| 海務局 | 五一七 |
| 醫院及救療所 | 二二六 |
| 傳染病豫防費 | 一三八 |
| 國債整理基金特別會計繰入 | 七、三三八 |
| 恩給負擔金 | 二、〇二四 |
| 在滿日本人教育費國庫負擔金 | 一三、〇二五 |
| 諸支出金 | 二八五 |
| 豫備金 | 七〇〇 |
| 經常部小計 | 四五、三三〇 |
| 事業費 | 七、八八九 |

調查諸費 一四八
 補助諸費 五一六
 臨時支那語獎勵費 九
 臨時警備費 四九〇
 臨時利得稅徵收費 一四六
 臨時軍事費特別會計繰入 三四、〇〇〇
 思想犯罪防遏特別施設費 六
 臨時地方財政補給金 二、三五四
 國家總動員諸費 四〇五
 臨時經濟統制諸費 一、三〇八
 時局對策施設諸費 九五四
 在滿日本人學校營繕費國庫負擔金 三、一五〇
 臨時出資金 二、八二二
 臨時諸手當 六二九
 興亞奉公運動費 一五三
 臨時部小計 五四、九七〇
 歲出合計 一〇〇、一九〇

關東州地方費會計
【收入之部】

租稅 四、七九二
 事業及財產收入 二、八九六
 雜收入 三四七
 經常部小計 八、〇三五
 拂下代 八
 國庫補給金 二、三四二
 寄附金 一〇
 前年度剩餘金繰入 一、七七四
 臨時部小計 四、一三四
 收入合計 一二、一六九

(單位 千圓)

租稅 四、七九二
 事業及財產收入 二、八九六
 雜收入 三四七
 經常部小計 八、〇三五
 拂下代 八
 國庫補給金 二、三四二
 寄附金 一〇
 前年度剩餘金繰入 一、七七四
 臨時部小計 四、一三四
 收入合計 一二、一六九

【支出之部】

會屯事務費 一五八
 教育費 一、二一六
 勸業費 八一
 衛生費 七五七
 警備費 一七八
 救育物 二六
 消防費 五八〇
 土木維持費 一、四三二
 歲出合計 二一九

地方費取扱費
 諸支備出金
 豫備費
 經常部小計
 營繕及土木費
 補助費
 調査費
 大連上水應急事業費
 市財政補助給金
 臨時諸手当
 滿洲建國十周年慶祝諸費
 臨時部小計
 支出合計

一八
 五四二
 二〇〇
 一五〇
 五、五三九
 三、三九五
 八二三
 三六二
 二六〇
 一、五二二
 一九二
 七六
 六、六三〇
 一、一六九

租税には國税に屬するものと地方税に屬するものとがあり、前者は地租、所得税を始め二十八種であつたが本年度に至り清涼飲料税、骨牌税、馬券税、廣告税の四種が新に課税されて合計三十二種となつてゐる。後者は營業税及雜種税の二種である。
 この外時局に對應して所得税、臨時利得税、物品税、遊興飲食税の増収は目覺ましいものが看取される。今追加豫算を含めた昭和十七年度豫算の租税收入を見ると次の如くである。

關東局租税收入 (單位 千圓)

| | | |
|------|--------|-----|
| 國稅 | 地租 | 六四九 |
| 鹽稅 | 六八九 | |
| 所得稅 | 三三、七二六 | |
| 特別稅 | 四八 | |
| 特別法 | 一、〇三九 | |
| 人別 | 五六四 | |
| 資本人 | 一〇 | |
| 屋本 | 一五 | |
| 家賃特別 | 一、〇九二 | |
| 外貨引所 | 五、一二七 | |
| 取價特別 | | |
| 酒稅 | | |
| 煙草稅 | | |
| 營業稅 | | |
| 麥粉稅 | 一六〇 | |
| セメント | 一四九 | |
| 揮發油 | 四八 | |
| 臨時利得 | 三、〇二三 | |
| 臨時特別 | | |
| 所得特別 | | |
| 所得稅 | | |

| | |
|------------|--------|
| 利益配當特別税 | 782 |
| 利 益 配 當 税 | |
| 公債及社債利子特別税 | |
| 公債及社債利子税 | |
| 通 行 税 | 1,117 |
| 入 場 税 | 572 |
| 特 別 入 場 税 | |
| 物 品 特 別 税 | |
| 物 品 特 別 税 | |
| 建 築 税 | 6,921 |
| 遊 興 飲 食 税 | 51 |
| 清 涼 飲 料 税 | 4,221 |
| 骨 牌 税 | 126 |
| 馬 券 税 | 200 |
| 廣 告 税 | 2,095 |
| 國 稅 合 計 | 107 |
| 地 方 稅 合 計 | 61,533 |
| 營 業 稅 | 2,763 |
| 雜 種 稅 | 2,029 |
| 地 方 稅 合 計 | 4,792 |
| 總 計 | 66,325 |

尙、大連市の財政は昭和十七年度豫算一千二百三十五萬四千圓(追加豫算を含まず)、歳入の中心を爲す市税は八百萬八千圓で經常部収入の七二%を占めて居る。市税には戸別割四百四十九萬七千圓、地方税附加税二百二十三萬四千圓、國稅附加税六十五萬五千圓、特別税六十二萬二千圓があり戸別割は市の最高財源となつてゐる。

歳出の部では中等學校、青年學校及び國民學校等の經營に要する教育費衛生費が主要項目で、この他、土木維持費七十五萬九千圓、區事務助成費二十萬四千圓、警防費十二萬六千圓、民籍費十二萬五千圓、公園綠地費十二萬一千圓、小賣市場費八萬八千圓があり、以下産業諸費、救助費、職業紹介所及社會館費、屠獸場費等が擧げられる。

以上の外、七特別會計として基本財産四萬三千圓、恩賜基本財産四千圓、市營住宅經營二百二十二萬五千圓、質鋪經營二十八萬圓、吏員退職死亡給與金六萬圓、中央卸賣市場經營一千三百三十九萬七千圓、西部大連土地整理百二十四萬三千圓、計一千七百二十五萬二千圓が計上されて居る。

七、金 融

先づ大連ではどんな通貨が使用されてゐるかと云ふことから述べよう。通貨の大部分を占めるの

は朝鮮銀行券で、大正六年十一月に勅令を以て關東州に於ける強制通用力を與へられてゐる。滿洲國國幣は關東州内では朝鮮銀行券の様な法的通貨ではないが、關滿經濟一體の關係で自然に州内に浸潤し一般に使用せられてゐる。日本銀行券も旅行者に依つて齎らされたものが多少市中で見うけられるが、これは大した金額には上らない。聯銀券、蒙疆銀行券、準備銀行券、軍票などいづれも大連では通用しない。補助貨幣は朝鮮銀行では發行しないので、日本のものと滿洲國のものが混つて流通してゐる。

次に銀行であるが、現在大連には日本側、滿洲國側、支那側併せて十一行の銀行がある。

日本側銀行——朝鮮銀行、橫濱正金銀行、臺灣銀行、帝國銀行、三菱銀行、住友銀行、安田銀行
三和銀行——計八行。

滿洲國側銀行——滿洲中央銀行、滿洲興業銀行——計二行。
支那側銀行——中國銀行——一行。

大東亞戰爭以前は此の外に支那側銀行として交通、金城、東萊の三行、歐米側銀行として香上、花旗の二銀行が有つて實際には開店休業状態ではあつても表面的には兎に角營業を續けて來たのであるが十二月八日を期してキツパリと大連銀行界から抹消されるに至つた。

大連の銀行は銀行の數から言ふと内地の大都市と比較してもさして遜色がないが、ただ大連の銀行はすべて支店或は出張所にすぎず、大連に本店をおく地場銀行が一つもない。又大連には貯蓄銀行が全然存在しない。従つて小口の貯蓄は多く郵便貯金に向けられるらしく郵便貯金の一人當りの金額は内地よりも遙に多い。それは兎も角として以上大連各銀行の營業狀況を知る爲に其の預金貸出額を左に表記して一覽に供しよう。

大連手形交換所組合銀行預金貸出高 (單位 千圓)

| 證書貸付 | 昭和三十七年 | | | | | 昭和三十六年 | | | | | 昭和三十五年 | | | | | 昭和三十四年 | | | | | 昭和三十二年 | | | | | | | | | | |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| | 定期預金 | 當座預金 | 特別當座預金 | 通知預金 | 諸預金 | 合計 | 定期預金 | 當座預金 | 特別當座預金 | 通知預金 | 諸預金 | 合計 | 定期預金 | 當座預金 | 特別當座預金 | 通知預金 | 諸預金 | 合計 | 定期預金 | 當座預金 | 特別當座預金 | 通知預金 | 諸預金 | 合計 | | | | | | | |
| 1010人 | 66,509 | 7,739 | 15,496 | 20,911 | 4,689 | 115,344 | 75,864 | 6,750 | 23,307 | 26,251 | 3,457 | 119,679 | 99,566 | 10,864 | 36,166 | 30,001 | 2,970 | 273,648 | 110,979 | 9,008 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 187,855 | 21,901 | 64,656 | 51,551 | 44,360 | 1,657 | 278,269 |
| 1573人 | 75,864 | 6,750 | 23,307 | 26,251 | 3,457 | 139,679 | 104,864 | 9,008 | 36,166 | 30,001 | 2,970 | 156,110 | 124,008 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 124,008 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 187,855 | 21,901 | 64,656 | 51,551 | 44,360 | 1,657 | 278,269 |
| 1594人 | 99,566 | 10,864 | 36,166 | 30,001 | 2,970 | 179,567 | 140,979 | 9,008 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 200,115 | 156,110 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 156,110 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 187,855 | 21,901 | 64,656 | 51,551 | 44,360 | 1,657 | 278,269 |
| 850人 | 110,979 | 9,008 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 230,115 | 179,567 | 9,008 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 260,115 | 187,855 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 179,567 | 9,008 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 187,855 | 21,901 | 64,656 | 51,551 | 44,360 | 1,657 | 278,269 |
| 1547人 | 124,008 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 255,000 | 199,566 | 9,008 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 283,648 | 200,115 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 199,566 | 9,008 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 187,855 | 21,901 | 64,656 | 51,551 | 44,360 | 1,657 | 278,269 |
| 1427人 | 127,855 | 21,901 | 64,656 | 51,551 | 44,360 | 270,323 | 200,115 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 283,648 | 200,115 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 200,115 | 10,864 | 51,631 | 54,944 | 13,553 | 185,074 | 187,855 | 21,901 | 64,656 | 51,551 | 44,360 | 1,657 | 278,269 |

| 出 | 貸 | 手 | 形 | 貸 | 付 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合 | 割 | 當 | 引 | 座 | 越 |
| 計 | 手 | 手 | 形 | | |
| 二二,九一九 | 七七,三四六 | 四八,一七九 | 六六,二八六 | 一一,三五三 | 二〇,六九二 |
| 一〇〇,〇六一 | 七〇,〇〇三 | 九三,七八四 | 二〇,六九二 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 |
| 一〇〇,一八八 | 一三,一八〇 | 一三,九五四 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 |
| 四〇,八一九 | 一三,一八〇 | 一三,九五四 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 |
| 四〇,八一九 | 一三,一八〇 | 一三,九五四 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 |
| 四〇,八一九 | 一三,一八〇 | 一三,九五四 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 | 二六,〇八三 |

二四

扱て右の様に逐年増加を續けて來た大連の銀行預金貸出高は内地の主要都市と比べてどの邊に位置するであらうか、又滿洲主要都市の預金貸出高と比較してはどうであらう、まづ左表を御覽願ひたい。

主要都市銀行預金貸出高比較 (昭和十七年七月末現在)(單位 千圓)

| 東 大 神 名 | 預 | 金 | 貸 | 出 |
|-----------|----------|-------|---------|--------|
| 京 京 阪 戸 屋 | 一一,三四四九 | 一,九二一 | 九,五〇六六七 | 一八,五九二 |
| 大 神 名 | 五,三五六二七 | 九,三九六 | 四,八七〇三三 | 九,〇九五 |
| 東 大 神 名 | 一,三三,七三〇 | 二,三三五 | 九,六四一九四 | 一八,七二 |
| 古 屋 | 一〇,八七〇 | 一,八九六 | 六,五五七 | 二,九二 |

| 京 京 大 廣 福 新 奉 哈 | 都 城 濟 連 島 岡 京 大 爾 | 預 | 金 | 貸 | 出 |
|-------------------|-------------------|-------|-----------|-------|---|
| 京 京 大 廣 福 新 奉 哈 | 九四,五七五 | 一,六五一 | 四六,〇一九 | 八,九三 | |
| 都 城 濟 連 島 岡 京 大 爾 | 七八,四九四 | 一,三六九 | 一,〇〇一,七四五 | 一,九四六 | |
| 京 京 大 廣 福 新 奉 哈 | 七四,九〇七 | 一,〇〇九 | 五,一八八 | 六,八三 | |
| 都 城 濟 連 島 岡 京 大 爾 | 五七,二二八 | 一〇〇.〇 | 五,一五三 | 一〇〇.〇 | |
| 京 京 大 廣 福 新 奉 哈 | 三六,八八七 | 六,四一 | 一八,七二〇 | 三,六 | |
| 都 城 濟 連 島 岡 京 大 爾 | 三五,九二二 | 五,七〇 | 一,〇〇一,三 | 五,〇五 | |
| 京 京 大 廣 福 新 奉 哈 | 五,六七六 | 九,一 | 一,七,四七九 | 三,七五 | |
| 都 城 濟 連 島 岡 京 大 爾 | 四,五二九七 | 七,九二 | 四,一五五 | 八,九六 | |
| 京 京 大 廣 福 新 奉 哈 | 一八,二二四 | 三,一七 | 二,三,七三〇 | 四,五四 | |

滿人側の金融機關たる錢莊は曾つて金建通貨と銀建通貨とが兩立して居た頃には兩替商として旺んに活躍したものであるが、昭和十一年九月二十一日附を以て銀建通貨たる鈔票が廢止され、又翌十二年七月一日關東州銀行令が實施されて、同令に依り認可された錢莊のみが預金貸出業務を営み得ることとなつて以來昔の様な商賣の甘味が無くなつたのと當局の整理方針とに依つて其の數は次第に減少し、昭和十七年末現在で大連市内に十三、關東州全體を通じて十五を數へるに過ぎない。東拓は周知の様に長期不動産金融に當つて居り、他の金融機關程一般的なものではない。昭和十七年

末の貸付高は定期償還一、二九〇千圓、年賦償還六、〇〇三千圓、合計七、二九三千圓に上つてゐる。金融組合は昭和三年十月公布の關東州金融組合令に基き相互扶助の精神を基調とする中小商工業者の金融機關として發達して來たもので、第一、第二、第三の三つの金融組合があり、其の聯合會は大連手形交換所に加入して居る。又曩に述べた様に大連には貯蓄銀行が一つも無いので金融組合は郵便貯金と共に庶民貯蓄機關たるの役割をも擔つてゐる。三金融組合の昭和十七年末現在の營業狀況は次表の通りである。

大連三金融組合業務概況 (昭和十七年末)(單位 圓)

| | |
|----------|-----------|
| 組合員數 | 六、一六六 |
| 出資金 | 二一七、四四〇 |
| 貸付金 | 八、〇一九、二五三 |
| 低利資金 | 一〇四、三二五 |
| 短期證書 | 六、五〇〇 |
| 長期證書 | 三四、八八二 |
| 手形貸付 | 六二、九四三 |
| 低資以外の貸付金 | 七、九一四、九二八 |
| 短期證書 | 五、〇九九、二二五 |
| 長期證書 | 七三、六七〇 |

手形貸付

| | |
|------|------------|
| 手形貸付 | 二、六一九、七〇六 |
| 當座貸越 | 一一二、三二七 |
| 預り金 | 一九、五二二、七二七 |
| 定期預金 | 八、三一一、四五四 |
| 當座預金 | 八一四、七六四 |
| 定期積金 | 一二九、一八六 |
| 据置貯蓄 | 七九〇、七四八 |
| 其他貯金 | 九、四七六、五七五 |

營業無盡には蓬萊無盡、第一無盡の二社が有り、大正十五年七月二十二日の關東州無盡業令に法的根據を置いてゐる。昭和十七年末に於ける業績は給付金契約高前者が一〇、八三〇千圓、後者が三、九五二千圓、貸付金は前者が三、五五三千圓、後者が一、三九三千圓である。

庶民貯蓄機關として大連邦人の粒々辛苦の結晶を集めた郵便貯金は昭和十七年末現在に於て七〇六、八二四口、八五、六四五、二三四圓に上り、一口平均二二二圓である。尙序に一言すると郵便貯金利子は内地の二分六厘五毛に對し大連は三分一厘二毛で、預金者にとつて内地よりも稍か有利となつてゐる。

手形交換高の多少も其の地の金融狀況就中商業金融狀況を知る一つのバロメーターと言ひ得る。

長年貿易都市として知られて来た大連の手形交換高が滿洲の他の都市に比べて断然多いことは左表によつても窺ひ知ることが出来る。

昭和十七年中手形交換高比較

| 大連 | 東京 | 大阪 | 神戸 | 横京 | 京城 | 新京 | 奉天 | 哈爾濱 |
|-----------|-----------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|
| 23,568 | 181,264 | 10,347,131 | 21,559,777 | 2,366,331 | 8,565,597 | 11,017,110 | 5,875,878 | 1,811,034 |
| 4,777,666 | 7,717,821 | 46,855,511 | 6,948,683 | 4,256,677 | 21,394,111 | 4,692,289 | 2,107,719 | 3,482,244 |
| 100.0 | 162.8 | 976.0 | 144.8 | 89.5 | 46.6 | 91.1 | 50.0 | 72.5 |

支那事變勃發によつて日本内地の外國爲替管理が著しく強化されたのに對應して關東州でも昭和十二年十二月關東州外國爲替管理令を改正して強化された内地の外國爲替管理法を援用することとなつたが、更に其後施行細則にも大改正を加へて現行の關東州外國爲替管理規則に改めこれによつて具體的の取締を行つてゐる。爲替管理の内容に就ては一一こゝに述べることは出来ないが、いま關東州を中心に其他諸地域との間の爲替送金と一般旅行者の携帶旅費の制限に就て表記すると次の通りである。

| | 送金 | 携帶旅費 |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 關東州より日本へ | 制限なし | 二百圓を超える時は大藏省の許可を要す |
| 關東州より滿洲國へ | 制限なし | 制限なし |
| 關東州より中華民國へ | 駐滿全權大使の許可を要す | 五十圓を超える時は駐滿全權大使の許可を要す |
| 關東州より其他地域へ | 駐滿全權大使の許可を要す | 五十圓を超える時は駐滿全權大使の許可を要す |
| 日本より關東州へ | 大藏省の許可を要す | 五百圓を超える時は大藏省の許可を要す |
| 滿洲國より關東州へ | 五千圓を超える時は滿洲中央銀行の承認を要す | 制限なし |
| 中華民國より關東州へ | 駐滿全權大使の許可を要す | 五十圓を超える時は駐滿全權大使の許可を要す |
| 其他地域より關東州へ | 駐滿全權大使の許可を要す | 五十圓を超える時は駐滿全權大使の許可を要す |

近頃工業都市大連、生産關東州と云ふ言葉が盛に叫ばれる一面、貿易港大連の終焉と云ふ言葉を耳にすることが有るがとんでもない事である。勿論自由港大連で鳴らした大連港貿易も今は全く様相を一變して、輸出も輸入も中繼貿易も悉く一定の計畫に従つて統制の網の範圍内に於てのみ行はれることとなり、昔の様に日和見の品物をストックしておいて滿洲の値頃がよくなつたからそれ滿洲へ、北支の物價が騰つた、そら北支へと云ふ工合に甘い汁の吸ひ分けをした様なことが最早過ぎにし夢と化し去つて了つたことは言ふ迄も無い。然しこれを以て貿易都市大連の使命が終つたかの様に考へ違ひをしてはならない。無くなつたのは自由貿易の華かさとうま味であつて、大連それ自體の貿易上の重要性は毫も減少しないばかりか寧ろ大東亞共榮圈の確立につれて益々其の重要性を増してさへゐるのである。

勿論北滿なり東滿なりの産業開發が進展するに従つて其の産物を輸出し或はこれら地方に色々の資材を供給する爲に大連以外の港を必要とするに至るであらうが、それは其の貿易港を必要とするだけの新たな産業開發が行はれた結果なのであつて、大連に對して何等の影響を及ぼすものではな

い。現に全滿貿易の約七割が大連經由で行はれてゐることに依つても貿易港大連の搖ぎなき重要性を知ることが出来るのである。

貿易統制とか爲替管理等によつて經濟上の自由貿易の華かさが消滅したことは既に述べた通りであるが、關稅上の自由港制度は今も尙存續してゐる。此の制度は一見頗る複雑なものであるが要するに關東州は元來關稅關係の全然無い地域であるが、關東州と滿洲國の國境に在るべき滿洲國の稅關が便宜上關東州内に出張して來て事務を執つてゐるのであつて、此の爲に一見判り難い關稅關係を生じてゐるのである。いま大連經由貨物の關稅關係を判り易く列記すると左の通りである。

- 一、外國品及關東州產品の滿洲國への輸入——輸入稅。
 - 二、外國品の關東州への輸入——無稅。
 - 三、滿洲國產品の輸出——輸出稅(但し輸出稅を課せられる物品は非常に尠く)
 - 四、關東州產品の輸出——無稅。
 - 五、滿洲國產品が一旦關東州に入り再び滿洲國へ移出されるとき——轉口稅。
 - 六、滿洲國產品を原料とした關東州產品の滿洲國への移出——轉口稅。
- 大連の貿易額は昭和十四年度に於て輸出(再輸出を含む)六億百萬圓、其の内再輸出が約一割の六

| | | | | | | |
|-------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|
| 粟 | 蘇子 | 落花生 | 豚毛 | 石炭 | 鹽 | 硫 |
| 九〇三 | 六〇三七 | 一五、二四 | 二、三五八 | 二四、八七九 | 四、六六三 | 五、八四九 |
| 一、〇五三 | 一、〇八八 | 一、六〇八七 | 三、二九〇 | 一九、九九九 | 四、八五八 | 一〇、八〇七 |
| 一、六八一 | 六、八一四 | 一、六、三五三 | 五、七三三 | 二、四一六 | 七、三三六 | 九、〇三一 |
| 九六 | 七、一〇 | 三、〇九七 | 四、四三五 | 一九、五五三 | 八、二五〇 | 一五、三三三 |
| 一、三八六 | 一〇、五一一 | 六、二六四 | 六、五四〇 | 一〇、六九七 | 一一、〇一〇 | 一〇、三一一 |

註 再輸出を含みます。

大連主要品輸入額 (單位 千圓)

| | | | |
|--------|---------|-------|---------|
| 綿織物 | 毛織物 | 絹織物 | 人造纖維織物 |
| 二六、七九九 | 九八五四 | 二、三〇八 | 一五、八九九 |
| 三、七五九 | 一、三、一七四 | 一、二六 | 三、一、九一 |
| 五、九三三 | 一、四、九〇九 | 九二 | 三、〇二八 |
| 三、九〇一 | 一、三、〇〇一 | 一、〇〇一 | 三、一、一三一 |
| 三、八九二 | 一、五、六五五 | 五、一四八 | 四、六、〇〇六 |

| | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|--------|---------|----------|----------|-----------|-----------|
| 麻袋 | 綿糸 | 棉花 | 煙草 | 小麥 | 砂糖 | 木材 | 金屬及金屬製品 | 機械工具車輛船舶 |
| 一、三、一四四 | 三、〇六八 | 七、五五三 | 七、八八一 | 三、七、九一一 | 八、一八八 | 八、四六五 | 八、六四二七 | 六、九、九二四 |
| 二、八七五 | 一、一、〇三三 | 一、三、一〇一 | 九、九三三 | 一、七、四〇九 | 三、三、八六六 | 六、五、六〇 | 七、九、七三三 | 七、二、〇八 |
| 一、八、五一一 | 二、二、五八 | 二、五、六二二 | 八、九六四 | 一、〇、九二二 | 一、四、四九七 | 九、六、〇九 | 一、三、五、八九〇 | 九、一、四、五九 |
| 一〇、三、四四 | 一、一、一五 | 三、四、一五六 | 七、七、九四 | 二、七、四七七 | 二、六、六七四 | 一、八、七、七七 | 一、九、七、七六 | 一、六、八、九三 |
| 三、〇、九〇七 | 三、五、三八 | 八、九、三三四 | 六、五、五 | 四、二、九六〇 | 三、九、一、九〇 | 四、八、五、一五 | 一、九、七、一九三 | 二、八、九、五二八 |

註 再輸入を含みます、昭和十三年以降は金屬製品、機器類の分類に變更あり。

貿易統制機關としては滿關貿易聯合會始め左に示す如き諸機關が有る。以前は滿洲國、關東州夫々別箇の統制機關を有し、別々に統制を行つて來たのであるが、關滿經濟一體化の建前から現在の如くに關滿を通ずる一元的統制機關に改組したものである。但し滿洲國と關東州とは法制地域を異にする關係上此等統制機關に對する統制權限の附與は滿洲國側と關東州側と夫々別箇の法令を公布することに依つて行はれてゐる。

滿關貿易聯合會
(貿易計畫の立案及遂行に協力し貿易の振興及調整を爲す)

關東州青果配給株式會社 (果實蔬菜)

關東州水産配給統制株式會社 (魚介類)

關東州小麥粉輸入配給實業組合 (小麥粉)

關東州 織維聯合會 (織維及同製品)

關東州 紙業統制協會 (紙類)

關東州木材統制株式會社 (木材)

日滿商事株式會社 (鐵鋼、鐵鋼製品、非鐵金屬、コークス、化學藥品等)

滿洲共同セメント株式會社 (セメント)

滿洲自動車製造株式會社 (自動車、同部分品、タイヤ、チューブ等)

滿關重要日用品組合 (罐詰、化粧品、海産物、洋品雜貨、石鹼、瑛瑯鐵器、齒磨、齒刷子)

滿關雜貨組合 (文房具、吳服、服飾品、化粧品、世帯道具、家庭用陶磁器、靴襪、履物、家具、時計眼鏡、樂器、玩具、食品)

滿關建材組合 (合板、疊表、花筵、建築用金物陶磁器)

滿關蓄音機組合 (蓄音機及同部分品、附屬品)

滿關寫真材料組合 (寫真機及寫真材料品)

滿關生活必需品株式會社 (茶、鹽、鮮魚)

滿關生計組合

滿關百貨店組合

滿洲火藥工業株式會社 (火藥類)

滿洲計器株式會社 (計器類)

滿洲電氣機器配給統制協會 (電氣機器)

滿洲工業革製品統制組合 (工業用革製品)

滿洲農器具輸入組合 (農具)

滿洲重要機器輸入統制協會 (重要機器類)

滿洲輕金屬製造株式會社 (輕金屬製品)

滿洲 農 產 公 社 (穀菽類)

滿洲麻袋株式會社 (麻袋、麻)

滿洲專賣火柴原料組合 (燐寸原料)

三菱商事株式會社 (アルコール)

滿洲ゴム統制協會 (ゴム製品)

滿洲塗料統制協會 (塗料)

滿洲和紡統制組合 (和紡品)

滿洲タンニン統制組合 (タンニン)

滿洲鋼材組合 (鋼材)

滿洲鋼索配給組合 (鋼索)

滿洲映畫協會 (映畫)

滿洲漢藥中央統制會 (漢藥)

滿關種苗協會 (種苗)

九、商 業

邦商の大連進出は日露戦争當時の御用商人に端を發し、爾來茲に四十年の歲月を閲した。大連では百貨店は二軒しかなかつた(現在は三軒)から内地の大都市に見る様な小賣商に對する百貨店の壓迫は問題にならなかつたが、其の代り儲けることにかけては天稟の才能を有する滿人商人と鎬を削らなければならぬし、滿鐵消費組合と云ふ大敵とも對抗しなければならなかつた。滿鐵消費組合(現在の滿鐵生計組合大連支所)は前歐洲大戰の高物價時代に滿鐵社員によつて自主的に結成されたもので、最初は滿鐵社員に對する生活必需品の販賣のみに限られて居たが、漸次高級品をも取扱ふ様になり、又其の値段が市價よりずつと廉い爲一般市民にも廣く利用される様になつて市中小賣商の惱みの種となつて居たものである。大連の邦商は此の様な強敵を向ふに廻して長年茨の道を歩みつゝも次第々々に發展して昭和十六年十月當所調査に依ると金融業者、接客業者、娛樂業者等を含めた廣義の商業者数は一、九八八軒に達して居り、邦商に負けず劣らず發展の途を辿つて來た滿商の五、八二八軒と外人商業者の五二軒とを合せると大連に於ける廣義の商業戸数は左表に示す通り八、八六八軒に達する。

大連市に於ける國籍別營業別商業戸數 (昭和十六年十月調査)

| 營業別 | 國籍別 | | | 計 |
|---------------|-------|-------|-------|-----|
| | 日 本 人 | 滿 洲 人 | 外 國 人 | |
| 物 品 販 賣 業 | 一七六 | 四三三 | 三 | 六〇二 |
| 媒 介 周 旋 業 | 五 | 二 | 〇 | 七 |
| 金 融 保 險 業 | 一〇 | 二七 | 〇 | 三七 |
| 物 品 賃 貸 預 り 業 | 五 | 五 | 〇 | 一〇 |
| 接 客 業 | 八五 | 一〇四 | 二 | 一九一 |
| 遊 戲 並 興 業 | 四 | 二 | 〇 | 六 |
| 其 他 商 業 | 二 | 四 | 一 | 七 |
| 計 | 二六八 | 五八六 | 五 | 八六八 |

右の中物品販賣業のみに就て更に之を業態別に分類すると次表の通りで、大體に於て邦商は舊來連の盛り場浪速町から大連驛前の連鎖街に亘る一帯に集つて居り、滿商は滿人街である小崗子附近に密集してゐる。

大連市に於ける物品販賣業

| 業態別 | 舊大連 | | | 小崗子 | | | 業態別 |
|--------|------|------|------|-----|------|------|------|
| | 日本人 | 滿人 | 外國人 | 日本人 | 滿人 | 外國人 | |
| 食料品 | 三九二六 | 四三三三 | 六五七二 | 四二七 | 四八〇三 | 四九一〇 | 一〇九七 |
| 織物・被服類 | 一六 | 七 | 三 | 二 | 一九 | 二 | 八 |
| 綿編物 | 六六二 | 六四五 | 二八三 | 四一 | 二四二 | 一〇 | 二二 |
| 小履 | 五 | 五 | 五 | 七 | 九 | 九 | 八 |
| 皮革 | 二〇 | 三 | 四 | 一 | 五 | 五 | 九 |
| 家庭器具 | 四 | 二〇 | 一七 | 七 | 六 | 七 | 九 |
| 容具 | 四 | 二〇 | 一七 | 五 | 二五 | 三〇 | 九 |
| 木器 | 一八三 | 三 | 三 | 一 | 一一 | 一三 | 九 |
| 其他 | 二四 | 二 | 四 | 一 | 一九 | 二〇 | 三 |
| 燃料 | 一八三 | 三 | 三 | 一 | 一一 | 一三 | 九 |
| 地車 | 二四 | 二 | 四 | 一 | 一九 | 二〇 | 三 |
| 農具 | 一〇三 | 六 | 一七 | 六 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 藥品 | 一〇三 | 六 | 一七 | 六 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 化粧品 | 二二 | 一 | 三 | 一〇 | 五 | 六 | 一〇 |
| 化學品 | 一〇七 | 一 | 三 | 七 | 六 | 七 | 一七 |
| 時計 | 一九 | 一 | 三 | 一〇 | 五 | 六 | 一〇 |
| 紙類 | 一〇七 | 一 | 三 | 七 | 六 | 七 | 一七 |
| 文具 | 一九 | 一 | 三 | 一〇 | 五 | 六 | 一〇 |
| 樂器 | 二四 | 一 | 三 | 七 | 六 | 七 | 一七 |
| 圖書 | 一九 | 一 | 三 | 七 | 六 | 七 | 一七 |
| 古物 | 三 | 一 | 三 | 一〇 | 五 | 六 | 一〇 |
| 其他 | 一九 | 一 | 三 | 七 | 六 | 七 | 一七 |
| 百貨店 | 四二 | 一 | 三 | 一〇 | 五 | 六 | 一〇 |
| 日用雜貨店 | 三 | 一 | 三 | 一〇 | 五 | 六 | 一〇 |
| 日用船 | 三 | 一 | 三 | 一〇 | 五 | 六 | 一〇 |
| 特産物 | 三 | 一 | 三 | 一〇 | 五 | 六 | 一〇 |
| 計總 | 一三九五 | 一四九 | 二五七七 | 二四 | 三一九七 | 三二〇 | 二五二 |

| 業態別 | 沙河口 | | | 新市域 | | | 業態別 |
|--------|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|
| | 日本人 | 滿人 | 外國人 | 日本人 | 滿人 | 外國人 | |
| 食料品 | 二〇三 | 六 | 三三 | 一 | 二五 | 二五 | 一八三 |
| 織物・被服類 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 綿編物 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 小履 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 皮革 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 家庭器具 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 容具 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 木器 | 八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 其他 | 五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 燃料 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 地車 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 農具 | 六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 藥品 | 六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 化粧品 | 一五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 化學品 | 二六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 時計 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 紙類 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 文具 | 一八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 樂器 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 圖書 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 古物 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 其他 | 一六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 百貨店 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 日用雜貨店 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 日用船 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 特産物 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計總 | 六九二 | 一 | 三 | 一 | 六五 | 一 | 一八三 |

本表に於ては生産小賣業等を含まない關係上販賣業者一戸當りに對する消費者人口數を本表から算出することは出来ないが、昭和十四年の統計に依ると販賣業者一戸當り消費者八七人となつて居り、同年度に於ける内地六大都市の二九人乃至三四人に比べて遙に商業者の數が少いことが判る。

もつとも大連では内地と違つて滿人の購買力が低い點を考慮に入れなければならぬが、然し最近
はインフレ景氣の影響を受けて滿人層の購買力もなかく、馬鹿に出来なくなつてゐる様である。

貿易の項で述べた様に輸入機構は從來の關東州だけの輸入機關であつた三十餘の貿易實業組合が
逐次解散して滿關を一體とする輸入機構に變りつゝあるが、此の下部機構である卸配給の部門に於
ても既に左に掲げる様な四十餘の卸配給實業組合が設立せられてゐて生活必需品の殆んど全部の輸
入卸配給が一應整備されてゐる。これに州内生産機構をうまく結び付け、更に必要に應じて小賣部
門の統制機關として小賣配給組合を設けることになれば茲に大連の配給機構は全く完備すること
なる譯である。

卸配給組合はすべて關東州某々配給實業組合と呼稱して居り、其の名稱は左の如くである（名稱
中の關東州及び配給實業組合を省略す）。

製綿、米穀、小麥粉輸入、皮革卸、砂糖輸入、雜穀、薪炭、石油、布袋、葦蓆、人絹、紙、衣料
雜貨、吳服、家具製造、石鹼、漢藥、ゴム靴類、酒類、文具、畜産食品、履物、樂器玩具運動具
化粧品、時計眼鏡、食料雜貨、醫理科器械、調味料、世帯道具、茶、菓子麵麩、自轉車、毛麻糸
布、麻綱、電氣器具、毛皮輸入、加工食品、建築材料、古衣古織維輸入、製造煙草。

以上の配給實業組合の外卸配給の統制商社及團體として左の如きものが有る。

- 三菱商事株式會社（酒精）
- 滿蒙殖産株式會社（皮革、骨粉、膠）
- 森永製菓株式會社（乳製品）
- 滿洲明治産業株式會社（乳製品）
- 關東州纖維製品株式會社（軍手、軍足、タオル、靴下、足袋、テープ、綿毛布、メリヤス）
- 關東州藥品株式會社（繻、苧、叭）
- 關東州洋服統制株式會社（學生服、青年訓練服、作業服其他附屬品）
- 關東州石炭株式會社（石炭、煉炭）
- 關東州醫藥品統制株式會社（醫藥品）
- 關東州木材統制株式會社（木材）
- 關東州青果配給統制株式會社（蔬菜生果類）
- 關東州水産配給統制株式會社（生鮮魚水産物）
- 關東州婦人小供服統制株式會社（婦人小供服）
- 關東州骸炭配給組合（骸炭）
- 關東州社外炭輸入配給組合（社外炭）
- 關東州魚釣道具商同業組合（魚釣道具）
- 關東州ミシン統制組合（ミシン及部分品）

大連でも生活必需品の殆んど大部分が切符制になつてゐる。切符は半年分なり一箇年分なりを一

纏めにした常時切符と、配給の都度一枚づゝ發行される單發切符とに分けられるが、常時切符に依るものは米、砂糖、燐寸、食鹽、味噌、醬油、小麥粉雜穀(滿人のみ)、石鹼、醫藥、脫脂綿及綿製品(軍手、軍足、綿製靴下、タオル、足袋等)で、綿製品は綜合點數切符制になつてゐる。單發切符に屬するものは食用油、味の素、乳製品、牛乳、ゴム靴類、綿布、中入綿、綿縫糸、石炭、大豆油、木炭、燈油等である。即ち日常生活に一日も缺くことの出来ない生活必需品中の必需品が常時切符によつて配給される譯である。これら切符制の一一に就て説明する餘裕は無いが、いま参考までに常時切符制品の一箇月分の配給量を示すと次の通りである。

米 穀

一歳より二歳迄 三疋、三歳より六歳迄 六疋、七歳より十歳迄 八疋、十一歳より二十五歳迄 一
二疋、二十六歳より四十歳迄 一疋、四十一歳より六十歳迄 一〇疋、六十一歳以上 九疋但
し此の中の一部は大豆、小麥粉等を配給する。
小麥粉、雜穀(滿人用)
一般人 十二歳以下 一九斤以内、十三歳以上六十歳迄 男二七斤以内、女二三斤以内、勞働者
甲五五斤以内 乙五〇斤以内、丙三八斤以内。

砂 糖

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 滿人 | 日本人 | 一人 | 一人 |
| 0.25 | 1.0 | 二人 | 二人 |
| 0.50 | 2.0 | 三人 | 三人 |
| 0.75 | 2.5 | 四人 | 四人 |
| 1.00 | 3.0 | 五人 | 五人 |
| 1.25 | 3.5 | 六人 | 六人 |
| 1.50 | 4.0 | 七人 | 七人 |
| 1.75 | 4.5 | 八人 | 八人 |
| 2.00 | 5.0 | 九人 | 九人 |
| 2.25 | 5.5 | 十人 | 十人 |
| 2.50 | 6.0 | 十一人 | 十一人 |
| 2.75 | 6.5 | 十二人 | 十二人 |
| 3.00 | 7.0 | 十三人 | 十三人 |
| | 7.5 | 十四人 | 十四人 |
| | 8.0 | 十五人 | 十五人 |
| | | 十六人 | 十六人 |
| | | 十七人 | 十七人 |
| | | 十八人 | 十八人 |
| | | 十九人 | 十九人 |
| | | 二十人 | 二十人 |

味噌、醬油、清酢、食鹽

此の四品は綜合點數制になつて居て、一人一ヶ月の點數は一〇點、配給量は一〇點に付味噌ならば七〇匁、醬油ならば二合、清酢ならば五匁、食鹽ならば六〇匁。

燐 寸

一世帯一包(十小函入)、三ヶ月分にて徳用大函一箇。

石 鹼

一人當り化粧石鹼半箇、洗濯石鹼(五七匁)一箇、婦女一人當りシャンプー一箇。

醫 藥 品

六ヶ月を一期間として其の間に於ける一世帯當り配給量

加香ヒマシ油 二五瓦、アスピリン錠 二〇瓦、重炭酸ソーダ 一五〇瓦、オキシフル 一〇〇瓦、チンク油 五〇瓦、硼酸 五〇瓦、亞鉛華澱粉 一〇〇瓦、脱脂綿 一二五瓦、ガーゼ 二米。綿脱脂(婦女用)

十五歳より五十歳迄の婦人一人當り一二五瓦一包。

十、工業

近頃工業都市大連或は生産關東州の發展が力強く叫ばれてゐるが、大連の工業はこの數年にして遽に出来上つた様な一夜漬のものではなく、日露戦争によつて日本人が此の地を確保して以來撓むことなく着々として築き上げて來たものなのである。唯從來は貿易港大連があまりにも華々しかつた爲、つい工業方面は世人の注意を惹かなかつたに過ぎない。貿易港としての大連の使命が既に終りを告げ、代つて工業方面に活路を見出さんとして居るかの如く考へることの誤りであることは貿易の項の所で述べた通りであつて、無くなつたのは自由貿易の華々しさに過ぎない。そして其の華かな自由貿易の消滅と相對的關係で大連の工業が一時に世人の注目の的となつたのであるが、これ

は決して蜃氣樓の様に忽然として空中に浮び上つたものではなくて、何十年來培はれ來つた基礎と其の勝れた立地條件の上に勃興したものである。

工業が發達する爲には各種の企業條件を具へて居なければならぬ。勿論あらゆる企業條件を一つ地域に全部備へることは不可能であるが、交通運輸の便否、原料の蒐集、製品の販路、動力、燃料、労働、工業用水、工業用地等主要企業條件に於て大連は果してどうであらうか、工業都市大連の名に相應するかどうか、左に簡単に検討して見よう。尙後に工業用地の項で述べる様に工業都市大連と言つてもそれは文字通りの大連市内ではなく、大連を中心とする關東州一帯の地域即ち工業關東州と云ふ意味に解釋すべきものである。

一、地理的條件

大連が俗に言はれる通り大陸に對する「扇の要」であり、滿洲の玄關であることは地圖を披いて一見すれば判る通りである。最近日滿華の三國に對して「大東亞共榮圈の中核共榮圈」とか「北部共榮圈」と云ふ様な稱呼が用ゐられるが、此の北部共榮圈の四つの首都、東京、新京、北京、南京の四京を結び付けると大連は其の中心に位する。東南西の三方は海に面し天津へ、青島へ、上海へ或は日本へ、朝鮮各地へと隨意に往來することが出来るし、更に船足を伸ばせば香港でも昭南でも

ジャカルタでも思ひのまゝである。其の港湾設備の壯大完備せることは大東亞屈指と自他共に許すところである。北方滿洲には一萬軒を遙に超える鐵道網が有り、其の大幹線は言ふまでもなく大連を起點とする連京線に外ならない。斯くして海に陸に四通八達の要衝を占める大連は其の名の通り大東亞共榮圈を大きく連ねて交通運輸上天與の好條件を有してゐる。

二、氣候

極寒の地と極暑の地が工業を起すに適しないことは誰が考へても當然である。大連は緯度から言ふと仙臺あたりに位して居て冬は寒いと言つても零下十四、五度に下ることは數へる程しかなく、夏も三十度を超すことは稀である。一年の平均氣温に就て見れば大連一〇・二度、奉天七・二度、新京四・七度と大連の氣温が最も溫和なことを如實に物語つて居り、一年の快晴日數百日を超えること云ふお天氣續きの氣候である。こう云ふ溫和な氣候は工業上従業員の生活環境が良く作業能率が上るとか、煖房費が少額ですむとか云ふ様なこと以外に種類によつては是非とも斯う云ふ溫和な氣候を必要とする工業が存するのである。例へば石炭液化工業は嚴寒最低零下二十度を下つてはならないと云ふが如きがそれであつて、大連の様な溫和快晴の所は多種類の工業の樹立に適するのである。

三、原料の蒐集

滿洲の主要資源は農産物と鐵と石炭であるが、これらを原料の大部分に使用する工業を除けば他はいづれも原料の供給を海外に仰がなければならぬ。従つて海上輸送の便を有する地點が原料の蒐集に便利な譯で、殊に將來南方原料に依る工業の發展が考へられるとき海に沿つた大連が、大連より更に鐵道に依つて輸送しなければならぬ滿洲國內各地に比べて有利なことは言ふまでもない。鐵と石炭を主原料とする製鐵業の如きに就ても滿洲と北支から多種類の石炭を豊富に集め得る大連は該工業建設候補地の one に數へられるのである。

四、製品の販路

製品の販路を滿洲國內に限つた場合には奉天なり新京なり或は哈爾濱なりの方が大連よりも工業立地上有利なことは言ふまでもない。殊に北滿地方を消費地とする場合には其の差は著しい。然し工業大連の使命は滿洲國內のみを對象とするものではない。南部共榮圈に於ける昭南の如く北部共榮圈の天與の中心地たる點を活用せんとするものであつて、原料を廣く各地より集めると共に製品を滿洲であれ支那であれ日本内地であれ或は又遠く南方各地域へでも供給するのであるから廣大な販路を持つものと言ふことが出来る。

五、動力

關東州を含む全滿の電氣事業は滿洲電業によつて一貫的に經營されて居るが、關東州では大連市の天ノ川、甘井子の兩發電所の火力電氣にのみ頼つて居たのである。すつと以前は此の二發電所のみでも事足りたのであるが、茲數年來は州内の工業の發展が極めて著しかつたのと石炭の出廻逼迫の爲需要に應じ切れず、遂に電力調整令を施行して電力の消費規正を行ふに至り工業上に尠なからざる不便を與へて居たが、豫て待望の鴨綠江の大水力發電所も遂に完成を見、發電所より大連に至る送電線工事も昭和十七年中に完了して、今後は大連の工業が如何に擴大しても電力に關する限り心配は全く無くなつたのである。

六、燃料

大連で消費される石炭は主に撫順炭、煙臺炭、阜新炭、復州炭等で、其の大部分は日滿商事の一元統制下に置かれ、小炭礦より産出する少量の石炭が統制外炭として専ら工業用に使用されてゐる。但し統制外炭と言つても全然無統制な譯ではなく、其の配給は計畫的に行はれてゐるのであつて、戦時下石炭需給の窮屈さは何處も同じであるが、將來は陸路滿洲炭の供給を受けると同時に他方海路北支炭をも入手し得ることが大連の強味である。

七、勞力

滿洲に於ける勞働力は主に北支からの出稼勞働者に依存して居る。所謂山東苦力と言はれるのがこれである。北支からの出稼勞働者の外に土着滿人勞働者も相當使用されてゐる。殊に最近北支自體の勞力需要が増大して居り其の滿洲への輸入が困難な爲土着勞力の活用と北支苦力の定住奨励とが行はれて居るから土着勞働力の割合は漸次大きくなるものと思はれる。

北支出稼勞働者の入滿經路は大連經由と營口經由及山海關經由の三つであるが、大連は山東或は天津よりの距離も近く且つ海運の便が有る爲大量輸送が可能で従つて輸送費も廉いと云ふ利點があり、上陸後目的地への交通も便利なので、北支出稼勞働者の集散地となつてゐる。

以上は一般勞働者に就てであるが、工業の場合には出稼勞働者よりもむしろ土着勞働者の方に重要性が有る。勿論工業勞働でも季節的に比較的變動の多いものや粗放工業では出稼勞働者を多く使用するが、比較的技能を要する工業部門では土着勞働に依ることが多い。其の點では大連の様に人口稠密で文化の程度も進み、滿人教育の機關が整備して比較的智能的に勝れた滿人勞働者を多數擁する所は有利である。又一般的に物價が廉いせいではあるが、勞働賃銀も滿洲の他の都市に比べて低廉である。

八、工業用水

飲料水であると工業用水であるとを問はず、兎に角水に乏しいことは大連の古くからの惱みの種であつた。大連の上水の取水方法は長い間雨水の貯水一本鎗であつた爲巨大な貯水池は數多く設備されてあつても、それに水が貯るか否かは全くお天氣次第で、大連の雨期である所の夏に降雨が無ければ忽ち水飢饉に襲はれるのである。其の後州内には無いと思はれて居た地下水が発見されて一寸息ついたが、根本的にはどうしても常流水に水源を求めなければ大連の水問題は解決し得ないのである。こゝに於て關東州境を流れる常流河川碧流河よりの取水が計畫され、昭和二十年完成を目標に工事は目下著々進行中である。此の工事が完成すれば其の一日の取水能力約六萬噸と言はれるから、大沙河、北大河兩水源からの四萬噸、既設貯水池からの六萬噸と併せて一日十六萬噸の供給が可能となる譯である。而も碧流河の六萬噸と言ふのは當面の取水量であつて同河の最大供給能力と言ふ譯ではないからまだ、取水増大の餘地は存して居り、今後は飲料水は勿論、工業用水の心配も全く無くなることになる。況して更に將來には鴨綠江からの取水も考へられて居り、これも決して夢物語ではないのである。唯此の様な大設備を施せば勢ひ水道料金は割高とならざるを得ないであらうから、特に多量の水を使用しなければならぬ工業の如きは自ら用水の豊富低廉と云ふ點に重點を置いて工場建設地の選擇をしなければならぬであらう。

九、工業用地

猫の額の様狭い關東州には最早工場を建てる土地が無いではないか、と云ふことも工業都市大連の發展を否定する論者の言分の一つである。成程大連市内にはこれ以上工業用地を求める餘裕は無い。對岸の甘井子にも滿洲化學、滿洲石油、滿洲曹達、進和商會、大華鑛業等の有力會社の大工場が軒を並べて此處も既に滿員の貌である。然し乍らこれを以て大連に工業用地が無いと言ふのは速斷に過ぎる。一度眼を大連郊外に轉ずるならば大連北郊より金州に至る一帯の地域は土地も平坦であり、滿鐵本線が之を貫き、海に臨み交通運輸上に至便であるのは勿論、用水に於ても、動力に於ても、十分大工業地たるの資格を具へてゐるのである。現に滿洲重機が工場敷地を金州に選んだのを見ても此の間の消息は明であつて、金州を中心に大連—金州一帯の新工業地域建設は既に目前の具體問題となつて居るのである。又更に將來は遼東半島を海岸に沿つて安東方面へ新臨海工業地帯の發展が豫想されるのであつて、こうなればどんなに大工場が軒を連ねても土地の心配などはさらくない。

以上述べた如く諸種の立地條件に恵まれ、日露戰役以來邦人の拮据經營せる大連市を基盤に北に向つて發展しつゝある工業都市大連の前途や洋々たりと言ふべきであらう。

地域別の關東州工場數 (昭和十六年)

| 業種 | 地域別 | | | | | | 計 |
|----------|-----|-----|------|------|------|------|-----|
| | 大連市 | 旅順市 | 民政署順 | 民政署州 | 民普署店 | 民警署窩 | |
| 金屬工業 | 一五 | 二 | 一 | 五 | 一 | 一 | 一六 |
| 機械器具工業 | 三六 | 六 | 二 | 三 | 一 | 一 | 三九 |
| 化學工業 | 七 | 四 | 一 | 四 | 一 | 三 | 一六 |
| 瓦斯電氣業 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 窯業及土石加工業 | 七 | 六 | 三 | 四 | 五 | 一 | 一九 |
| 紡織工業 | 四 | 五 | 三 | 四 | 三 | 一 | 一五 |
| 製材及木製品工業 | 六 | 八 | 二 | 九 | 二 | 一 | 一五 |
| 食品工業 | 九 | 五 | 二 | 三 | 三 | 七 | 二五 |
| 印刷及製本業 | 七 | 三 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一六 |
| 其他の工業 | 七 | 三 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一三 |
| 總計 | 一〇三 | 八七 | 三三 | 二八 | 四二 | 三三 | 一七三 |

業種別の關東州工業 (昭和十六年)

| 業種 | 工場數 | | 投資額 (圓) | 生産額 (圓) |
|----------|------|---------|----------|---------|
| | 工場數 | 投資額 (圓) | | |
| 金屬工業 | 一六 | 一六三 | 四一七,三六八 | 三七,〇七六 |
| 機械器具工業 | 三九 | 二二九 | 九六六,四二九 | 六五,〇九一 |
| 化學工業 | 二六 | 一六 | 一五三,一七八 | 一七,〇三二 |
| 瓦斯電氣業 | 三 | 三 | 三九〇,四八五 | 一八,四三六 |
| 窯業及土石加工業 | 一五 | 一五 | 三五,一〇三 | 二五,九五七 |
| 紡織工業 | 一〇三 | 一〇三 | 一〇四,一五八 | 三七,七五八 |
| 製材及木製品工業 | 一〇五 | 一〇五 | 六〇八,七四七 | 六一,五〇九 |
| 食品工業 | 二五 | 二五 | 三五,六四〇 | 五〇,九四三 |
| 印刷及製本業 | 一〇六 | 一〇六 | 五〇八,七四 | 七,八一五 |
| 其他の工業 | 一三 | 一三 | 七三,七一九 | 九,一八五 |
| 總計 | 一,七三 | 一,七三 | 八,七二七,一七 | 四三,二九六 |

將來大連にどんな種類の工業の勃興、發展が豫想されるであらうか。一體關東州の工業は其の天

與の地理的條件からして當然日滿支三國經濟圏を對象として存立し、發展しなければならぬのであつて、共榮圏内各地方より原料を蒐集し、製品を廣く各地に配給する使命を有して居るのである。従つて原料なり製品なりの輸送に海運を利用する必要の有る工業は大連に勃興すべきものである。例へば製鐵工業の如き重工業は從來原料地立地を原則とするかの如く考へられ、關東州に於ける製鐵工業は全く問題にならぬかの如く見られて來たが、最近は滿洲重機の金州工場建設の如く重工業海港地立地の提唱が専門家の間に強力に擡頭しつゝあり、滿洲の鑛石と北支の石炭とを以てする關東州の製鐵工業建設が眞剣に認識される様になつて來てゐる。

又日滿支三國經濟建設要綱に於ては日本は精密工業に主力を注ぎ、滿洲國は粗放重工業を擔當することになつてゐるが、關東州はその維持する技術乃至産業水準の高さからみて、丁度日本と滿洲國の中間に位して居り、滿洲國よりやゝ精度の高い半精密工業、即ち車輛工業、造船工業、機械工業等が割當てられることゝならう。

滿洲に於ける幾多の工業都市の中で海に面して居ることは大連の持つ強味である。それは曩に述べた海運の便と云ふこと以外に海を利用する工業の勃興と云ふ點に於ても言ひ得るのである。即ち大東亞共榮圏に於て屈指の産鹽地である關東州が曹達工業を始めとして鹽を原料とする一連の化學

工業に最も適することは言ふまでもない。又滿洲に於て造船工業地として大連を推すことには誰も異存はあるまい。そして造船業の發達には必然的に機械工業、金屬工業、車輛工業等各種工業が之に伴ふのである。

十一、農 業

關東州の農産物と言へば先づ眞先に林檎を思ひ浮べるであらう。内地あたりで食はず嫌ひから林檎と云ふものは病人の食べるものなどと思ひ込んで居た人達でも一度大連に來ると忽ちにして大の林檎黨になつて了ふ。元來關東州は其の土地氣候の諸條件が果樹の栽培に適してゐると言はれ、林檎の外にも桃、梨、葡萄、櫻桃等が有つて、いづれも品質から言つても生産高から言つても相當なものであるが、矢張り何と言つても其の數量に於て金額に於て斷然他を壓して王座に位するのは林檎である。

關東州林檎の昭和十七年の生産高は約四〇〇萬貫で、其の内州内消費が七一%、滿洲國向が一六%、内地、支那其他向が一三%であるが、旅行者の手に依つて一貫二貫と持出されるものがなかく馬鹿にならず、積り積つて六十五萬貫位と言はれるから實際の州外輸出額は全體の三二%に上る

| | | | | | | | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 合 | 其 | 西 | 甜 | 蒜 | 韭 | 茄 | 菠 | 菜 |
| 計 | 他 | 瓜 | 瓜 | | | 子 | 草 | 豆 |
| 一三、七二一 | 二、七六六 | | 四〇〇 | | 一、〇八六 | 二、八五五 | 一、八九三 | 二、九一九 |
| 八四 | 七 | | 一三 | | 一 | 四 | 六 | 一 |
| 四、一〇五 | 四、四〇八 | 四、二六三 | 一、七七一 | 一、七〇 | 一、五六 | 五、七三 | 七、五七 | 一、〇九五 |
| 五、〇一九 | 一、九三一 | 八、四五 | 二、四五一 | 一、八九 | 一、一三三 | 二、八〇八 | 三、六 | 四、五五 |
| 五、四三六 | 一、五九三 | 四、九四 | 六、一〇 | 九、二 | 一、一七五 | 二、六一九 | 三、一〇三 | 二、四七九 |
| 九、〇三三 | 三、三三五 | 三、五五 | 一、四三七 | 六、三七 | 一、一七八 | 六、九三 | 一、三五九 | 四、一七一 |
| 一、〇、〇〇〇 | 一、四、〇〇〇 | 五、九、五七 | 六、二、九六 | 一、九、二九 | 六、二、六八 | 六、九、〇 | 七、五、四一 | 八、六、〇〇 |

十二、水産業・鹽業

先づ滿洲の地圖を披いて御覽願ひたい。滿洲大陸から渤海黃海に向つて恰も魚を獲へんとするかの様にグツと手を突き出して居る其の手が遼東半島であり、其の掌の部分に丁度大連が有るではないか。して見るとまだ青泥窪と呼ばれて居た昔から漁業がこゝ大連の主要産業の一つであつたことは強ち不思議なことではない。然し「當地大連の水産業は……」等と人様に向つて言ひ得る様になつ

たのは勿論日露戦争後水産國日本の手練の漁業者達が進出して來てからの事である。

現在黃渤兩海から東支那海にかけて廣袤三十萬方哩の大海原を舞臺に活躍する漁業者は關東州在住邦人が約六百人、滿人が二萬二千九百人、外に内地よりの出稼出漁者で漁獲物を大連に水揚するものが約千二百人位有る。従つて數から言へば何と言つても滿人が過半數を占めて居るのであるが、これら滿人漁業者が主に戎克によつて沿岸近海漁業に従事するのに對し、邦人漁業者は主に發動機船による底曳網漁法を採つて居り、經濟的技術的に斷然勝れてゐるので、漁業者の數こそ少いが、漁獲高では反對に邦人漁業者が斷然押へて居る。

昭和十六年度漁業者數及漁獲高

| 在 住 邦 人 内地 出稼 邦 人 滿 人 | 漁 業 者 數 | 漁 | | 獲 高 | |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 數量 (千貫) | 金額 (千圓) | 數量 (千貫) | 金額 (千圓) |
| 約 一、一〇〇 三、八八七 | 五九六 | 九、九八 | 一、五五九 | 一、四、〇〇一 | 三、八八七 |
| | | 四、三二四 | 七、三五四 | | |

昭和十六年度加工品鹽乾品製造高

| | | | | |
|-----|-------|---------|---------|--------|
| 鹽乾品 | 九七五二貫 | 一七三〇六圓 | 一、五六七七貫 | 三、六九四圓 |
| 加工品 | 五九三五貫 | 一九六、三〇圓 | | |

それではどんな魚が獲れるかと言ふに、滿人の惣菜用として人氣の有る黄花魚を筆頭に、比良目鰈、太刀魚、鱈などが多く、其の外ではカナガシラ、鱈、鱈、鯖、コチ、鯛、それに蝦、烏賊等がある。すつと以前明治から大正年間にかけては此の邊の海は世界的な鯛の漁場と言はれた程鯛が多く、邦人の漁業者達は専ら鯛の延縄漁業に得意の腕を振つたものであるが、大正末期の機船底曳網による大亂獲が祟つてそれ以來渤海の鯛はバツタリと影を潜めて了つたのである。いま大連魚市場に水揚された魚の種類と數量とを左表によつて示さう。

大連市場取扱高 (昭和十七年)

| 關 | 數 | 量 (貫) | 金 | 額 (圓) |
|---|---|-----------|---|-----------|
| 黃 | | 二、〇四二、三三三 | | 三、二四七、六六七 |
| 花 | | 二、〇〇七、九六一 | | 二、五八九、七六七 |

| 朝 | 東 州 物 | | | | 内 地 物 | | | | | | | | | | |
|---|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|-----------|----------|
| | かな | 比 | 鱈 | 蝦 | さ | こ | 鯛 | 其 | 鱈 | 鮭 | 鱈 | 其 | 計 | 他 | |
| | 四三二、九五一 | 三七六、二一九 | 三四二、三三一 | 二三九、九〇七 | 一六五、二五四 | 一二七、三七二 | 八三、九三三 | 二、一九三、五六一 | 八、〇一〇、八二二 | 一〇五、七五七 | 六九、九七〇 | 三九、五四〇 | 一一七、三四六 | 三三三、六一三 | 一一三〇、〇八一 |
| | 四四二、九八八 | 一、三五〇、七四〇 | 四〇五、三四七 | 一、八三九、五五二 | 六四八、四三五 | 二二九、一二九 | 一、三一七、八三六 | 三、九三六、〇一〇 | 一六、〇一七、四七一 | 一五九、二九四 | 四六七、五五八 | 二二六、三四五 | 九一〇、八七五 | 一、七六四、〇七二 | 三五七、八五八 |

| 其 他 州 外 物 | 鮮 物 輸 入 | |
|-----------------------|------------------|------------------|
| | に あ る 計 | し ち ん 他 |
| | 八五、五四六 | 二二九、二八七 |
| | 五九、三五八 | 二三〇、四九三 |
| | 一二四、五六一 | 四一九、八五一 |
| | 四八九、五四六 | 一、二三七、四八九 |
| 四一、二一七 | | 一、四二六、七五九 |

大連魚市場に搬入されたこれらの魚類は關東州内に於ける魚類の一元的配給統制機關である關東州水産配給統制株式會社の手を通じて其の内の約四五%が大連市内の一般家庭用に、四五%が滿洲國向輸出に宛てられ、殘餘の一〇%が加工用とか大口需要者向に配給される。

鹽業——上杉、武田の兩雄が劫争ひの様な戦争を續けて居た頃は鹽は専ら食用に供され、信州の様な山國は兎も角として四面環海の日本内地全體としては其の自給自足は易々たるものであつた。ところが最近の様に鹽が化學工業の原料として無くてはならないものになると、其の消費量も何百萬噸と云ふ莫大な數量に上り、其の大部分を所謂遠海鹽と稱せられる外國からの輸入に仰がねばならぬ状態となつて來た。そこへ歐洲戦争が勃發、續いて大東亞戦争となり、今までの遠海鹽依存主

義をきつぱり清算して大東亞共榮圈内の産鹽に頼らなければならなくなつた。さて、それでは共榮圈内の産鹽状況はどうかと云ふに、昭和十四年の日滿支總生産高の内大體に於て日本内地鹽が一五%、朝鮮、臺灣が各々六%、滿洲國鹽が一五%、北支では長盧鹽、青島鹽、海州鹽が夫々一二%、それに我が關東州鹽が二一%と云ふ割合で、其後多少の變化はあるにしても鹽に關する限り先づ關東州鹽の重要性に著目しなければならぬのである。殊に將來は關東州内に於ても鹽を原料とする工業の一層の發展を見るは必然で、州内鹽の使命たるや愈々重且大と言ふべきである。

さて關東州の海岸は平沙淺洲の地帯多く、其の上雨が尠く空氣が常に乾燥して居るから製鹽には以てこいの條件を具へてゐる譯である。そこで漢民族の渡來と共にかなり古くから製鹽が行はれて來たが、日本人がこれに著目する様になつてから急速に開發され、普蘭店鹽場、貔子窩鹽場を中心にして州内各地に散在する鹽田の總面積は昭和十四年に於て一萬町歩を遙に越え、其の大部分は日本人によつて經營されてゐる。製鹽法は天日製鹽法を採用して居る爲、其の年々の天候によつて生産額にムラが有り、前述の昭和十四年の産額の如きは其の前數年間の年産額よりすつと多かつたのであるが、其後も關東州鹽増産計畫に基いて著々新鹽田の開發が行はれて居り、日本工業界に寄與する所益々大なるものが有る。

滿洲がまだ張軍閥の支配下に在つた當時、日本の大陸進出が大連を足場にし、一條の南滿洲鐵道を觸手にしたことは誰しも御承知の通りで、港大連の今日の發展には滿鐵と切つても切れない深い關係があつたものである。現在に於ても大連港は滿鐵埠頭局の管理下に在り、鐵道と港灣とが一元的に統轄され經營されて、内地の諸港灣などに見られない特異の能力を發揮してゐるのである。

大連港はもとく大連資源の輸出港として諸設備が行はれて來たのであるが、滿洲國建國後は日本からの輸入物資が殺到して、臨時の應急施設や荷役強化位ではとても追いつかず、大連市民が東洋一と自慢する埠頭に後からくくと滯貨の山が出來て問題を惹き起したものであつた。そこで滿鐵では昭和十四年——十九年度完成の豫定を以て埠頭の大擴張工事を行つてゐるが、中核共榮圏の中心であり、南方物資交流の將來を考へれば更に大規模な大連港の建設が必要になつて來るのではあるまいか。

大連を起點とする鐵道は滿鐵の幹線である連京線一本であるが（極く短距離の貨物専用線は別として）關東州内としては此の外に旅順線（周水子—旅順）、甘井子線（南關嶺—甘井子）、柳樹屯線

（大房身—柳樹屯）、金城線（金州—城子疇）等有る。

大連市内の交通機關としては電車、バスの外洋車、馬車、タクシー等がある。電車とバスは大連都市交通會社の經營で、兩方とも滿洲の他都市に比べて整備されて居り、他都市の交通難を尻目にかけて居たのであるが、最近は人口増加と資材難の兩面から攻められてこゝ大連でも深刻な交通難を味ふ様になつてゐる。

一方空の方では大日本航空、滿洲航空、中華航空の三社の航空路線が大連に集つてゐる。即ち大日本航空會社は北京—大連—京城—福岡線、滿洲航空會社は大連—奉天—新京—佳木斯線、中華航空會社は大連—天津—北京線がこれである。

關東州に於ける日本の通信事業は日露戰役中の野戰郵便に始まり、爾來州内の一切の通信業務が日本政府の官營下に在つたものであるが、昭和八年八月三十一日滿洲電信電話株式會社の設立と共に一部が同社に移管されて民營となり、現在郵政業務が關東遞信局の管轄、電信、電話及放送事業が滿洲電信電話會社の經營する所となつてゐる。

關東州電話加入者數

| 昭和 | 日本人 | 滿支人 | 其他 | 計 |
|--------|-------|------|-----|-------|
| 昭和十年末 | 九六五二 | 三〇〇〇 | 二二二 | 一二七四 |
| 昭和十五年末 | 一四〇三六 | 四六〇五 | 一六七 | 一八八二四 |
| 昭和十六年末 | 一四八七七 | 五〇二 | 一六六 | 一五〇四四 |

關東州ラジオ聴取者數

| 昭和 | 日本人 | 滿人 | 其他 | 計 |
|--------|--------|-------|-----|--------|
| 昭和十二年末 | 二〇八二四 | 一四五三 | 一三 | 二二、二八九 |
| 昭和十三年末 | 二五、二二六 | 六二八 | 一三三 | 三、四八六 |
| 昭和十四年末 | 二九、三三三 | 九三三 | 一〇〇 | 六、七六六 |
| 昭和十五年末 | 三三、四九九 | 一四六七九 | 一四四 | 八、八三三 |
| 昭和十六年末 | 三八、一七三 | 二、一四九 | 一四七 | 五、九六八 |

關東州通常郵便物發著數

| 昭和 | 引受 | 昭和六年〓 一〇〇指數 | 人口一〇〇 に對する簡 すの通數 | 配達 | 昭和六年〓 一〇〇指數 | 人口一〇〇 に對する簡 すの通數 |
|-------|------------|----------------|------------------------|------------|----------------|------------------------|
| 昭和十二年 | 四八、三九八、一五二 | 一五六 | 四〇七 | 五三、一七五、〇一四 | 一六二七 | 四四七 |
| 昭和十三年 | 四八、八四四、一〇一 | 一六〇一 | 三九九 | 五四、七〇八、三〇二 | 一六四四 | 四四六 |
| 昭和十四年 | 五一、三六六、三六一 | 一六八四 | 四〇三 | 五八、六九〇、二六四 | 一七六五 | 四六一 |
| 昭和十五年 | 四五、九〇八、六三三 | 一五〇四 | 三三〇 | 五三、二八八、九二五 | 一五九〇 | 三七五 |
| 昭和十六年 | 四二、四二二、五九一 | 一四〇〇 | 二八四 | 四七、七九〇、三三 | 一四五二 | 三二〇 |

關東州小包郵便物發著數

| 昭和 | 引受 | 昭和六年〓 一〇〇指數 | 人口一〇〇 に對する簡 すの通數 | 配達 | 昭和六年〓 一〇〇指數 | 人口一〇〇 に對する簡 すの通數 |
|-------|----------|----------------|------------------------|----------|----------------|------------------------|
| 昭和十二年 | 三、七九八、八一 | 一三五 | 三二九 | 五、一八八、七七 | 一五六〇 | 四三六 |
| 昭和十三年 | 五、一八四、九四 | 一七九四 | 四二二 | 六、二九〇、四七 | 一八九二 | 五一三 |
| 昭和十四年 | 五、五二五、九〇 | 一九〇八 | 四三三 | 六、八八一、八九 | 二九七二 | 七七六 |
| 昭和十五年 | 四、八九五、七二 | 一六九四 | 三五二 | 八、三八〇、七六 | 二五二〇 | 六〇二 |
| 昭和十六年 | 四、七四三、三八 | 一六四二 | 三二八 | 六、〇三三、七五 | 一八六 | 四〇二 |

十四、觀光の大連

大連市の鳥瞰

船が港に着く、東洋一を誇る豪華な船客待合室を通つて埠頭構外に出ると、直ぐ目の前に滿鐵埠頭局、海務局、税關等港關係の諸機關を抱擁した埠頭ビルが聳え立つて居る。電車道に沿つて少し行くと港橋と呼ばれる陸橋が有る。此の橋を渡り切つた所が東廣場と呼ばれる半月形の廣場になつてゐる。此の廣場から五本の道路が放射狀に出て居る。一番右の道を行くと敷島廣場へ、二番目の電車道を行くと大廣場を通つて更に西廣場へ、三番目の道は朝日廣場へ、四番目の道が千代田廣場へ一番左の道が半圓形の寶廣場へ通ずる。以上七つの廣場と各廣場から放射狀に出る數條の街路とを中心に街は構成されてゐる。日本内地の都市には一寸見られない形態で、これは範を巴里にとつたと云ふ舊露西亞時代の設計を踏襲したものである。

扱て、昔大連が青泥窪と呼ばれた人煙稀な漁村から眞先に町らしい形態を具へたのは今の所謂露西亞町の一帯である。露西亞町と埠頭を結ぶ街路がこれにつれて賑つたことであらう。現在足を露西亞町に踏み入れると此の一角の地帯にいかにも古い物寂びた雰圍氣を感じるのは此の爲である。

日本統治の時代に入つて大廣場を中心とする官廳會社街、西廣場、浪速町一帯の邦人商店街が發達した。そして此の大廣場から南方南山の方向へ向つて滿鐵の社宅街を始め一般の住宅街が赤や緑の藁を綺麗に揃へて建設されて行つた。こうして七つの廣場を中心とする舊大連市が出來たのである。然し南方への住宅街は直ぐ山に遮られて行き止りとなり、年々増大する人口は今度は西に向つて發展し、常盤橋から二つに分れて一は南方老虎灘方面に、一は西方聖德街方面に伸び夫々住宅街を建設した。こうして常盤橋は七つの廣場を中心とする舊大連市と南方老虎灘街道の住宅區域及西方聖德街方面の住宅區域の三區域の接觸點として當然大連市の中心地となり、特異な商店街として注目に値する株式會社連鎖商店街の建設を始め、新大連驛の建築、中央卸賣市場の改築、さては三越の六層樓の移轉新築、更に滿洲電業會社、南滿洲瓦斯會社、大連都市交通會社等の大廈高樓が此の一帯に軒を連ね、忽にして浪速町に拮抗する繁華街を形成するに至つた。以上は主に邦人に關する大連の發展史及現狀であるが、別に滿人街として西崗子(日本人は小崗子と稱してゐる)一帯、寺兒溝一帯及大廣場の近くの奥町附近などに賑かと言ふよりはむしろゴタ／＼と雜鬧した滿人街特有の雰圍氣を造つてゐる。又工場街としては市の東端に近く千代田廣場から寺兒溝方面にかけて油房其他の工場が集つて居り、又西方聖德街方面へ伸びた幹線道路が星ヶ浦と沙河口方面とに分岐する

所、日露戦役以来の満鐵鐵道工場を始め機械工業、化学工業等各種工場が工業地帯を形成してゐる。又海を隔つた對岸甘井子は満洲化学工業、満洲石油、満洲曹達、進和商會始め全地域悉くこれ工場と言つて良い位である。

大連の市街は内地の様な木造家屋が無く、煉瓦造の建物と二重窓とに異國情緒を感じさせるものがあり、タール・マカダム道路の清爽さに殖民都市としての進取的清新さを誇つた時代もある。アカシヤの街と呼ばれる程、街路樹にも公園の立木にもアカシヤが多く、初夏の日ざしに白い花房を輝かせつゝ、そよ風に高い香りを漂はせる頃は大連の良さを思ふ存分満喫することが出来る。

大連神社

大連神社は天照大神、大國主命及明治天皇を合祀し奉り大連市民の氏神様である。明治四十年の建立で、當時は出雲大社教の關東分院であつたが、氏神として大社教分院では工合が悪いとあつて明治四十三年に大連神社と崇稱することとなり、毎年春秋二期に亘つて大祭を行ひ、市民の重要式典もこの境内で行はれる。

忠靈塔

忠靈塔は大正十五年四月二十五日竣工、日露戦役以来東洋平和確立のため護國の華と散られた勇

士の遺骨をお祀りしてある。

明治四十一年九月祀堂を現在の朝日廣場に建設し、蓋平以南の戰場例へば金州の南山とか得利寺の戦闘などで散華された將卒六千二十九柱の遺骨をお納めしたのであるが、大正十五年現在の地に移し、満洲事變、支那事變に護國の神と化された各勇士の遺骨を合祀してある。

塔の高さは約三十三米、正面の題字は時の白川關東軍司令官の揮毫になるものである。現在満洲始め大東亞の各地に忠靈塔の建設を見てゐるが、殊に大連の忠靈塔は其の建設地の地勢と云ひ塔の形と云ひまことに英靈を顯彰するにふさはしいものである。尙忠靈塔參道入口の大鳥居は關東州土建協會によつて建設され、昭和十七年十一月二十一日竣工と同時に忠靈顯彰會に献納されたものである。用材は樹齡二千二百五十年に及ぶ臺灣阿里山の檜で鳥居の高さは四十八尺五寸、日本全國を通じても屈指の大鳥居である。

毎年五月と九月には盛大な招魂祭が行はれ、市民の各種嚴肅な行事も塔前の廣場で行はれる。

埠頭

大連港は満洲の玄關口であると共に日滿支間の交通の中心地であり、大連―門司―神戸の所謂日滿連絡船を始め大連―青島―上海線、大連―天津線その他幾多の定期航路を持つてゐる。

埠頭は第一埠頭から第四埠頭まで廣大な岸壁を有し荷役はすべて岸壁荷役で、よほどの滞貨でもない限り原則として沖荷役を行はないのが本港の特色の一つであるが、將來の輸出入貨物の増大を考慮して新埠頭の擴張建設を行ひつゝある。

大連港荷役のもう一つの特色は滿人苦力の使用であらう。近代的設備を誇る埠頭に於て機械力に依らずに主に苦力を使用することは奇異に感ぜられるが、現在の様に勞力不足を感ずる以前に於ては荷役作業を機械化するよりも苦力を使用する方が遙に經濟的だつたのであつて、平均一日約一萬人の苦力を使用すると謂はれてゐる。

尙大連が誇る船客待合所は第二埠頭に在り、尤に五千人の旅客及送迎者を容れることが出來、内部には旅客案内所、船會社、銀行の出張所、貴賓室、電信取扱所、食堂、娛樂室、賣店等の設備が有りその規模の豪壯なること正に東洋一と稱せられる。又大連驛發特別急行「あじあ」は「はと」に乘車する船客の爲に埠頭と大連驛間の連絡バスの設けがあり、更に旅客手荷物取扱の利便を計るため待合所玄關外西方に手荷物取扱所を設け、船舶陸上相互間乗降客の要求に應じて手荷物を運搬し、或は港頭より驛又は市内各所に配達をしてゐる。

大 廣 場

大廣場は舊市街の中心に在り、埠頭に通ずる山縣通、日本橋を経て露西亞町に至る大山通、西廣場を貫き常盤橋を経て西部大連へ延びる西通、滿鐵本社前を通つて寺兒溝方面への通りなど十本の大通りを集めて大連市交通の中心地であると共に又政治上經濟上の中樞地でもあつて、廣場を圍んで大連市役所、大連稅務所、ヤマトホテル、舊英國領事館、大連警察署、朝鮮銀行、遞信局、横濱正金銀行、中國銀行、東拓等の建物がならび、少し離れて商工會議所、滿關貿易聯合會、大連商品取引所、ソヴィエト領事館、滿鐵本社、大連醫院等がある。

大廣場はまた滿洲に於ける距離の起點ともなつて居り、この廣場の中央に立つ里程標を起點として例へば旅順まで何軒等と言ふ。大廣場は面積約一萬坪、周圍は約六百米に及び、中央には初代關東都督大島大將の銅像が聳え、それを取り巻いて芝生あり、藤棚あり、夏の夕などは街燈の青い光も涼やかに市民の好逍遙地として小公園の觀を呈してゐる。

中 央 公 園

往時は西公園と呼ばれてゐたが市の經營に移つてから中央公園と改稱したもので、露治時代に猛虎を飼養して居たと云ふので俗に虎公園と呼ばれてゐたこともある。園内面積は三十六萬坪、綠山山麓一帯にかけて幾多の丘陵溪谷を自然の儘に利用し、鬱蒼たるアカシヤの樹間を縫ふて大小の通

路が縦横に通じ市民の好散策地である。公園の中央には忠靈塔があり、その左右に滿洲俱樂部、大連實業團の兩野球場を始め相撲場、庭球場、弓場、馬場等の各種スポーツ場があつて運動シーズンには亦一際の賑ひを呈する。緑山の中腹を走る遊覽道路の山の茶屋は市街を眺望するに絶好の場所である。

油房

油房と言ふのは滿洲特産の大豆から豆油と豆粕とを製出する工場で、此の名稱は元來支那語であるが、製粉工場の磨坊、高粱酒醸造工場の燒鍋などと共に今では日本人にも馴染になつてこのまゝ通用してゐる。

大連の油房は一部は濱町一帯及西崗子に、大部分は舊市内の東部に在つて盛時には其の數四十餘を數へ、煙突林立黒煙天を覆ふの盛況を見せたが、最近は原料大豆の入手難で苦難時代が続き、遂に企業合同を行つて現在では壓搾式油房五社、抽出式油房二社、工場數は二十に満たない。

碧山莊

觀光大連の最も異色ある場所の一として旅行者の注目を惹くものに碧山莊が有る。碧山莊は大連埠頭に働く苦力の合宿所であるが、これは明治四十四年先代相生由太郎氏が當時南滿一帯に猛威を

振つたペストの傳染を防止するために計畫したもので、大正十五年滿鐵が買収、傍係會社たる福昌華工會社の經營するところ、其の收容力は一萬七千人と言はれ、諸般の施設が良く行届いて居て出稼苦力にとつては又とない安樂郷、これあるが爲に山東苦力が安心して大連へ出稼に行くときへ言はれる位で、社會、労働問題の研究上にも一顧の價値がある。

滿洲資源館

露西亞町の一角兒玉町に在り、滿鐵の經營である。滿蒙の鑛産、林産、農産、畜産及びそれ等の加工品竝に鐵道、港灣等に關する標本、模型、圖表等を陳列して無料で一般の觀覽に供して居る。滿蒙資源のアウトラインを把むのに最も都合よく、視察者の見逃し得ないところである。

この資源館の建物はその昔露西亞時代にはダルニー市の廳舎として使用されてゐたもので、露西亞時代の歴史的建物として由緒深いものである。

中央試験所

滿洲資源の工業的利用に對する科學研究を目的とした滿鐵の化學實驗所で、大豆利用に關する諸研究を始め石炭液化、頁岩油に對する研究、モンド瓦斯タールを利用する防臭劑製造、澱粉製造、高粱酒改良等に至るまでその業績は見るべきもの頗る多く、本試験所の研究が具體化して各種製造

會社の設立を見たものも亦尠くない。

滿鐵大連圖書館

滿鐵の經營に係り藏書冊數二十六萬五千冊、殊に滿洲、蒙古、中國研究の和漢書籍、露文圖書の蒐集に於ては我國諸圖書館中に於ても稀に見る所である。

露天市場

日露戰役後西崗子方面の滿人街一帶には古衣商其の他の露天商人が路上の此處彼處に散在して商ひをなし、中には往々不正商品を取扱ふ者もあるがこれが取締りはなか／＼容易なことではないと云ふ狀況であつた。偶々清末の革命に難を旅順に避けてゐた肅親王家の顧問川島浪速氏が王家生計費の一端に資する爲これら露天商等を一ヶ所に收容して市場を開設經營せんとし、現大連市會議員若月太郎氏の助力を得、東洋拓殖會社より資金を借りて大正十年十二月現在の場所に八百十六戸の商店と劇場、寄席等の附屬施設よりなる露天市場を建設した。この露天市場は曩にも述べた如く開設前後の頃には往々盜品が賣買され、盜まれた品は警察へ行くよりもこの市場へ来て見た方が早く見つかること云つた様な時代があつたので俗に小盜兒(盜棒)市場と呼ばれてゐるが、現在では勿論その様なことが有り得る筈はなく、舊品廢品の利用更生市場であるとともに下層滿人にとつてこよ

なき歡樂郷となつてゐる。即ち戲園(劇場)あり、書館(妓樓)あり、その他寄席、見世物、手品、飲食店等何でもあつて四時多數の滿人が娯集し樂しげに時を過してゐる。こゝで滿人の實生活に觸れて見るのも一興であらう。

星ヶ浦

星ヶ浦は滿鐵經營の海岸公園で、春は滿洲には珍しい櫻の名所として有名であり、夏は傳家庄、夏家河子等と共に理想的の海水浴場として賑ひを呈する。總面積三十三萬餘坪、初代滿鐵總裁故後藤新平伯の銅像の附近を境として東の方の曙の濱と西の方の黄昏の濱とに分れ、ヤマトホテル、貸別荘、料亭等が點在し、長汀曲浦、波間に浮ぶ數個の繪の如き小島を配した眺望は正に絶佳、海に接せぬ滿洲奥地などから來連した人々をして思はず嘆聲を發せしめる。

老虎灘

星ヶ浦の女性的風光なるに比しこれは朴訥なる野人の男性美を偲ばしむると觀光案内に説明せられる通りで、海水浴場としては星ヶ浦に及ばないが、景觀の奇と釣魚とに普く知られ、更に老虎灘より棒垂島に至る間は海岸沿ひの絶好のハイキングコースとして市民に親まれてゐる。

信譽本控

993

冊

號

年

月

日

書名 大連盛隆便覽

者名

冊

氏名

昭和十八年四月二十五日印刷
昭和十八年四月三十日發行

【定價金五十錢】

大連市敷島町八十二番地

著作兼 出 井 盛 之
發行人

大連市東公園町三十一番地

印刷人 中 田 義 一

大連市東公園町三十一番地

印刷所 滿洲日日新聞社印刷所

發行所 大連商工會議所

973
71



